

## 平成23年白浜町議会第4回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成23年12月16日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場  
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成23年12月16日 9時31分

1. 閉 議 平成23年12月16日 15時47分

1. 延 会 平成23年12月16日 15時47分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

|     |    |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番  | 正木 | 秀男  | 2番  | 笠原 | 恵利子 |
| 3番  | 岡谷 | 裕計  | 4番  | 西尾 | 智朗  |
| 5番  | 玉置 | 一   | 6番  | 廣畑 | 敏雄  |
| 7番  | 溝口 | 耕太郎 | 8番  | 水上 | 久美子 |
| 9番  | 南  | 勝弥  | 10番 | 湯川 | 秀樹  |
| 11番 | 丸本 | 安高  | 12番 | 長野 | 莊一  |
| 13番 | 正木 | 司良  | 14番 | 楠本 | 隆典  |
| 15番 | 辻  | 成紀  | 16番 | 三倉 | 健嗣  |

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一勝 事務主事 高梨 鉄也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水本 雄三 副町長 熊崎 訓自  
会計管理者 吉川 廣 教育長 清原 武  
富田事務所長  
兼農林水産課長 辻 政信 日置川事務所長 前田 信生

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 総務課長   | 坂本規生 | 民生課長    | 鈴木泰明 |
| 生活環境課長 | 中戸和彦 | 観光課長    | 正木雅就 |
| 建設課長   | 笠中康弘 | 上下水道課長  | 山本高生 |
| 地籍調査課長 | 堀本栄一 |         |      |
| 教育委員会  |      |         |      |
| 教育次長補佐 | 古守繁行 | 消防長     | 山本正弘 |
| 総務課課長  | 田井郁也 | 農林水産課課長 | 鈴木泰  |
| 総務課副課長 | 榎本崇広 | 税務課副課長  | 岩城祐朗 |

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

- 追加日程第2 報告第19号 専決処分の報告について
- 追加日程第3 議案第110号 物品購入契約の締結について
- 追加日程第4 議案第111号 民事調停の申立てについて
- 追加日程第5 議案第112号 民事調停の申立てについて
- 追加日程第6 報告第20号 第43期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について
- 追加日程第7 諮問第4号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

## 1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第7

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成23年第4回定例会4日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

### ○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は16名であります。

本日は一般質問を予定しております。

辻決算審査特別委員長から平成22年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定等12件に関する委員会審査報告書が提出され、配付しております。

小幡税務課長が病気休暇のため、欠席の申し出があります。岩城税務課副課長の出席を許可しております。青山教育次長から欠席の申し出があります。古守教育次長補佐の出席を許可しております。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

## ○議長

諸報告は終わりました。ご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

---

### (1) 日程第1 一般質問

## ○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順9番、13番 正木司良君の一般質問を許可いたします。

正木司良君の質問は、総括形式であります。

当初予算編成への展望、さらには中学生の医療費無料化への取り組み、そして混迷する町行政への対応ということで通告をいただいております。

13番 正木司良君（登壇）

## ○13番

おはようございます。ことしもあと15日、ことしは、悲惨な出来事があまりにも多過ぎました。まさに忌まわしい悲劇の年でありました。東日本大震災や大型台風などによる災害で、多くの方々がお亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

原発の安全神話のもろくも崩れ去り、多くの福島県民はふるさとに帰ることさえ許されず、子どもたちは外で遊ぶことさえかなわない。深刻な経済不況、凶悪犯罪、教育の面でも、けさのテレビでもございましたが、幼児の虐待、いじめなどが続発する、まさに暗たんたる1年でありました。

我が国が第2次世界大戦に敗れた昭和20年、私は9歳の少年でした。絶望と混乱と飢餓の社会の中で、翌年の新年号の新聞に、新雪が輝く富士山を背景に日章旗がはためく写真が大きく掲載され、そしてそのサイドに、国民よ、手をつなげ。苦しく長いイバラの道という昭和天皇のお言葉が添えられていました。私は、子ども心にもみんなつらいけど、頑張らなあかんねなど思ったことが、今でも鮮明に思い出されます。新しい年は人の心を新しくする。今こそみんなが手をつないで、きずなを強くして、お互いに助け合って、苦難の道を歩まなければならない。来年こそは、人々にとって幸せな年であってほしいと心から念願をする次第でございます。

今年も新年度の当初予算案の編成のシーズンを迎えました。厳しい財政事情を背景にしなが、長期基本構想に位置づけられている豊かなまちづくりへの予算をいかにして構築していくか、町長の予算編成への構想をお伺いしたい。

22年度の一般会計の決算状況、後に辻決算委員長からご報告がございますが、歳入決算額116億円のうち39%に当たる45億3,000万円が自主財源であります。それ自体は、私は、県下の自治体でも突出する健全化が維持されていると、私はそのように受け取っております。

しかし、一方、歳出面を見ると、投資的経費はわずか11%、12億円に過ぎない、残りの89%は人件費や公債費などの義務的経費、そしてまた、物件費や繰出金などの経常的経費で占められております。町の経済収支比率は、県の発表でございますと、86.9%と県

下の自治体の平均指数89%を下回っているとはいうものの、やはり厳しさは否めない。また、町債の未償還額は、ことしの9月現在、一般会計で130億円、特別会計で45億円、合わせると175億円をオーバーしている。

その中で、私は気にかかるのが、一般会計では総務費のおよそ15億円、その他の部類の45億8,000万円、そして特別会計では、やはり公共下水道事業の37億円などでございますが、全体の公債費比率は何%なのか、その点についてもお伺いをいたしたい。

いずれにいたしましても、財政硬直化の中での予算編成には、当然、経常的経費の軽減が課題になります。財政健全化プランに沿ってどの程度のマイナスシーリングを想定されているのかお伺いをいたしたいと思います。

町は、今後も一連の防災対策、湯崎漁港の整備、教育施設の耐震化、そしてきめ細かい福祉施策など多様な事業に取り組んでいかねばならない。国策を活用し、国や県とのパイプをさらに密接にして、それが我が町の発展に不可欠なものであるとすれば、起債を導入してでも、積極的な行政の推進に取り組まねばならないと思うが、町長の決意をお伺いしたい。

小中学生の医療費の無料化につきましては、私は21年に530人のお母さん方の切実な願いを込めた陳情書を当局に提出し、早急な実施を要請いたしました。そして、また議員の皆さんのご理解をいただきまして、多くの皆さんに紹介議員になっていただいて、議長あてに請願書を提出、採択されたところでございます。

当時、県下でも、九度山町や日高町、紀ノ川市などが実施に踏み切っており、我が町でも町長の公約もございました。22年10月から小学3年生まで、23年4月から4年生まで、そして7月から6年生までの無料化を実施いたしました。田辺西牟婁地方の自治体では初めての取り組みであり、私はその実績を高く評価をいたしております。育児に苦勞されているお母さん方も同じ思いだと思います。

23年度に想定される医療費は、児童1,091人で1,930万円、新年度から中学生619人の医療費を無料にした場合、同額のレベルで試算をいたしますと、1,100万円が加算をされ、総額およそ3,000万円の支出となります。厳しい財政事情の中での捻出は大変だと思いますが、私は、行政として不可欠の事業であると思っております。

ことしの冬もインフルエンザの流行が心配をされます。昨年も一昨年も、第一小や第二小などで学級閉鎖が何日間も相次ぎました。当然、保護者の医療費の負担がかさみ、中には治療を受けられなかった児童もいたと聞いております。社会的な格差が深刻な世の中だが、せめて子どもだけは、平等に医療が受けられる社会を構築しなければならない、それが政治の本質であると私は確信をいたしております。経常的経費を節減してでも財源を確保し、中学生の医療費の無料化に取り組んでいただきたいと思うわけですが、町長の見解をお伺いをいたしたいと思います。

最後に、町行政の混迷と対応についてでございます。

このテーマにつきましては、これまで各議員が町長の政治姿勢として、町長の見解をただしてきました。しかし、議員の核心をついた質問に対して、町長の的確な答弁は得られなかった、私はそう受け取っております。

ただ、はっきり言えることは、今回の行政の混迷は町長の提訴にあるということであります。当該地域との間の覚書による補助項目などそれぞれの課題については、双方が冷静に相互理解の中でこれからも話し合っていけば、一定の結論が見出せるのではないかという思い

をいたしております。確かに話し合いの中で町長が作成した議事録によりますと、相手方の高圧的とも受け取れる言葉がリアルに表現をされており、それ自体は決して好ましいとは、私も思っていません。しかし、それはあくまでも町長という行政の責任者に対する公務中の会議の中での発言であり、町長が初日の一般質問の答弁でも答えられましたように、行政に命を賭けるとまで言明してきた町長が、それにおびえて精神的な苦痛を受けたなどとして担当の職員まで提訴することは、私は到底理解ができない。町長は、町職員に対する今回の措置についてどのような見解をお持ちなのか。前段の議員さんたちも伺いましたけども、改めてお伺いをいたしたいと思います。

今回の提訴は、当然、行政混迷への要因となっております。町長は、そんなことはないと言われおっしゃられましたけども、それが実情であります。職員組合も当然のことながら町長に対して不信感を抱いている。それで行政がスムーズに進行するとは私は思えない。その影響を受けるのは町民であります。町長は、その現実を町長という責任において、どのように受けとめておられるのか。また、今後の行政執行への取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

第1回目の質問でございます。

#### ○議 長

正木司良君の第1回目の質問が終わりました。

それでは、当局の答弁を求めます。随時、関係担当課長からもあわせて答弁をお願いしたいと思います。

番外 町長 水本君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

おはようございます。

まず、最初に、正木司良議員から幾つかのご質問をいただきましたが、新年度の予算の編成と課題への取り組みに関しまして、答弁させていただきます。

平成24年度の当初予算に関しましては、現在編成作業に取り組んでいるところでございますが、東日本大震災の影響等もあり、平成24年度からは国から交付される補助負担金の大幅な縮減が予想され、また県内を見ましても、特に紀南地方はまれに見る甚大な台風被害による観光客の減少など観光産業への影響が大きく、経済活動の停滞等により税収の減少も懸念されるところでございます。

議員からもご意見ございましたように、平成22年度決算におけます経常収支比率は、86.9%と前年度から比べますと大きく数値の改善が見られますが、これは、地方交付税等の特定の収入においても大幅な増加となったことによるものであり、ほかの市町村におきましても同様の傾向が見られることから、平成22年度における一般的な数値上の改善であると判断しているところでございます。

また、町の全体的な公債費比率を示す実質公債費比率は、12.1%と前年度より1.7%の改善をしましたが、平成24年度予算編成におきましても引き続き財源の確保に努めるため、経常経費に対し前年度比5%のマイナスシーリングを目標として取り組んでいるところでございます。

ただ、このような状況下においてこそ行政の真価は試されるものであり、財政健全化への取り組みは継続しつつ、実感できる行政サービスの提供とむだを排除した効率的かつ効果的

な事業展開が必要不可欠であると考えており、職員全員が住民の付託にこたえるためにも、最少経費、最大の効果を創出することを予算編成における基本方針と定めたところでございます。

喫緊の課題である国体開催に向けた施設整備や継続して実施しています学校施設の耐震化、さきの地震を教訓とした防災対策事業への取り組み等に関しましても、県、担当部局とも情報を常に共有化し、特定財源である国や県の補助制度の積極的な活用により財源確保に努め、有効な、有利な起債である合併特例債や過疎対策事業債を効果的に最大活用しながら、今後も編成作業を進めてまいりたいと考えているところでございますので、当初予算編成におきましてはそのような決意で臨みたいと思っておりますから、よろしくご理解のほどお願いいたします。

2点目の中学生の医療費の無料化への取り組みでございますが、子どもの医療費の年齢拡大については、私の公約でもあり、平成22年10月には、就学前から小学3年生、23年4月には小学4年、23年4月には小学6年生と対象年齢を、議員各位のご理解のもとの中引き上げさせていただきました。

医療費の扶助費は、就学前までは2分の1が県から補助されていますが、就学後は全額町負担となります。これを年間の金額に置きかえますと、小学生で約2,000万円負担増となっております。これを中学生へ引き上げました場合、先ほど議員もおっしゃいましたが、年間で約1,100万円の負担増となったところでございます。中学生への年齢拡大は、現在の財政状況を考えますと、非常に厳しいとは考えるところでございますが、私の公約でもございますので、このことに関しましては、引き続き検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3点目には、混迷する町政への対応というご意見をいただきました。先ほどのことの、網羅的に答弁をさせていただきます。

まず、町政を混乱させたというご指摘でございますが、そもそもの町政の混乱の原因は、職員の降格願と人事異動の辞令交付式のボイコットにあります。なお、提訴が町政の混乱を招いているというご指摘につきましては、私の意見は違います。提訴の事実がマスコミに流れたのは私からではなく、被告側からの情報提供によるものであり、提訴が騒動につながったというのが正しい意見だということであれば、あえてそのようにマスコミ情報を流された方のほうに責任があるのではないかと考えます。

また、対処に対しましては、先ほど町長公務中といえども、前後しますが、私1人、一私人としての立場は同時に存在していると考えているところでございます。一私人としての権利が害されるときは、その権利を回復するために法的手段で訴えることは制限されないと考えるところでもございます。

町長としての責任がどうかというご質問でございますが、昨日も申しましたように、私は、憲法と法律と条例とに基づいて町政を執行していく、それが町長としての務めであると考えているので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、昨日も、町民の皆さんからご批判も含めましてさまざまなご意見をいただいたことはやむを得ないところでございますが、地元あるいは職員らの言動は、許容限度を超えており、それを受け入れることはできないと判断したことが、私が提訴させていただいたことでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、概括的ですが、混迷する町政の対応についての答弁とさせていただきます。

○議 長

13番 正木司良君の再質問を認めます。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

まず、最初に、予算編成についてでございます。

5%のマイナスシーリングを目指して取り組みながら、行政サービスも充実していきたい、そういう取り組みにつきましては、私は評価をいたします。起債と公債費比率が12.1%と今、答弁がございました。私は思うんですけども、たしか起債制限都市の公債費比率は、18から19、20%だと思います。それに比較いたしますと、12.1%、この面だけをとらえますと、私は、非常に健全化が進んでいると、そのように思うわけです。12.1%、この公債費比率を15~16%まで引き上げるという許容範囲の中で、例えば、町長は財政は厳しいけども、引き続いて中学生の1,100万円の医療費の確保を検討していきたいとおっしゃられましたけども、そういう本当に町民の皆さんが望まれているいろんな施策に起債を活用してでもいいんじゃないか、私はそのように思います。

また、予算編成に関連するわけですけども、きのう南議員も関連といたしまして質問をされましたが、湯崎漁港整備事業の国庫補助金が1億5,000万削減された。これは東日本大震災への復旧資金の増額のため、それ自体、国として当然の措置であると受けとめております。この湯崎の漁港に関連する事業といたしましては、以前にも同じようなプロセスがありました。十数年前、この事業の構想が本格化し、国の認可も受けて予算措置が確定をいたしました。たしか本議会に計画案が上程されるその寸前に阪神大震災の復旧資金の増額のために、当該事業の国庫補助金が凍結をされ、計画が取りやめになった。そして、その後、当時の原案が大幅に縮小された今の事業が確定をしたという経過がございます。今回の予算措置の削減が今後の湯崎漁港整備事業にどのような影響を及ぼすのかどうか、そのあたりについて伺いをいたしたい。

それから、またおよそ40年前の東白浜区画整理事業に関連する綱不知地域のいな池埋立整備事業。これはすでに策定をされている年次計画に沿って25年間、26年度には最終段階である埋め立て事業が行われることになっています。そして、これまで、事業の前提である用地の確保や排水施設の整備などの予備事業が実施をされてきました。しかし、率直に言って、現町政になってから継続事業が停滞しているように思うが、新年度の予算編成に関連する予算が計上されているのかどうか伺いをいたしたい。

綱不知地域は、きのうも正木秀男議員が訴えましたように、昭和21年12月21日未明の南海道大地震による大津波で14人の尊い人命が失われた。我が町では最大の被災地であります。区画整理事業は、その悲劇を二度と繰り返さないための歴代の町長、宮崎、南、渡辺、浜本、片田、真鍋、立谷、歴代の諸先生方の英断によって取り組まれたものであります。そして、今、最終段階のいな池の埋立事業だけが残されております。地域の防災事業として、長い間のプロセスの中で取り組んできましたこの継続事業への積極的な取り組みを予算に反映をしていただきたいと思いますと思うわけですが、その見解を伺いたい。

それから、特別会計で特に懸念するのは下水道会計であります。財政の再建策として、当局はさきの全員協議会でも引き込みにかかる経費の公費負担の増額について説明をされてお

られましたが、いずれにしても、何らかの対応が必要であります。22年度の決算では、一般会計から3億5,000万円が繰り入れられておりますが、それでもなお、3億8,000万円の赤字であります。今後、事業を当初の計画によって阪田、東白浜、羽衣地区などに拡大していくと、欠損額はさらに増額をすることになります。事業の見直しについて検討する時期にきているのではないかと思うわけです。二、三年前までは、これまでは、今、継続事業を途中で中断すると、これまでの国の起債額を一括して返済をしなければならないというハードルがあったと思いますが、県の見解によりますと、国の方針も非常に弾力化しているということを伺っておりますが、そういうことも含めてお伺いをいたしたいと思っております。

それから、混迷する町政の問題であります。町長は、町政の混迷する要素は、私の提訴よりも人事異動をボイコットしたり、あるいはマスコミに先に情報を流した、そのような相手方のほうが要因ではないかというようなご答弁、見解をいただいたと思っております。しかし、私は、何度も申し上げますように、町長が人事異動に対するボイコット云々につきましては、町長はあえて法的な手段をとらなくても、町長という職権の中で勧告をしたり、いろんな処分する方法があるわけです。それをしないで法的な手段に出た。私人と公人の区別、いかに公的な話し合いの中でも、私人というのでも存在するんですよというお話でございますが、きのうですか、水上議員もおっしゃられましたように、私もそうですけども、議員として町民の方々から非常に厳しいご叱責を受けたことはたびたびございます。本当に腹立ちを逆に覚えることもありました。もし議員でなければという気持ちもあったわけですけども、やはり議員なんだと。町民の皆さんから選ばれた議員として、町民の皆さんが私に抗議、あるいは意見を言ってくれているんだと。議員として受けとめなければならない。町長は、私人の権利とかとおっしゃいますけども、町長なんです。ですから、町長としてそれを受け入れなければならない、私はそのように思います。許容範囲を越えている云々というお話もございましたが、先ほど申し上げましたように、いろんなリアルな表現もありましたけども、町長としての許容範囲は、あれで越えるのであれば、もう混乱するばかりやなと思うわけですけども。そのあたりについて、もう一度2回目の質問をさせていただきます。お願いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

当初予算編成の展望につきまして、特に東白浜整備計画につきましての再質問からでよろしゅうございましょうか。

いな池の整備につきましては、長年にわたる地域からの切実な要望でありまして、現在も継続事業として取り組んでいるところでございます。平成21年11月に地元説明会を実施し、その後、周辺排水路の整備工事に着手、平成22年度排水路整備が完了していると担当課から聞いておるところでありますし、本年度は、埋め立て工事に伴うマンホール及びマンホールポンプを設置する予定も進めており、平成24年度からは各家庭の排水設備工事を行い、本格的な埋め立て工事を実施したいと考えておるところでございます。

また、いな池の埋立整備事業は、既に策定されている年次計画に沿って、平成25、26年度に最終段階である埋立事業が行われることとなっているが、現町政になりましてからは、継続事業が停滞されているように思うというご指摘でございますが、東白浜地区の一部は津波困難地域に指定されていますので、早期にその解消対策を図っていく必要もございます。

東白浜連合町内会からは、平成19年以来、避難タワー設置の要望もいただいておりますが、3月11日に起こった東日本大震災のことを思いますと、その設置が的確かどうかも再検討しなければならないところでございますし、さらに地元の皆様とも協議していきたいと考えているところでございます。

私も議員と一緒にいな池へ何度も行かせていただきまして、東白浜の実情はかんがみているところでございますので、前向きに、本当に非常に困難地域でもございますので、考えさせていただきたいところでございます。

さらに、湯崎漁港につきまして、上下水に関しましては、担当課長からご説明申し上げさせていただきます。まずは、湯崎漁港については、農林水産課課長から答弁させます。

○議 長

番外 農林水産課課長 鈴木君

○番 外（農林水産課課長）

湯崎漁港に関しまして答弁させていただきます。

本事業であります湯崎地区農産漁村活性化プロジェクト支援交付金につきましては、平成23年度から24年度までの2カ年全体事業として承認された事業でございます。今年度は、東日本大震災への復旧予算確保のため、国庫補助金の減額は他の継続事業についてもされており、新規事業は特に減額されている現状でございます。

平成23年度につきましては、国庫補助金1億5,000万円を要望しましたが、その関係で7,500万円に減額されたところでございます。ただ、平成24年度も厳しい状況と予想されますが、継続事業でもあり、国に強く要望を行い、平成24年度完成に向けて取り組んでまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

下水道の見直しについてお答えします。

現在の公共下水道整備全体計画面積は293ヘクタールであり、そのうち151ヘクタールについて事業認可を受け整備を進めているところであります。一方、国においては、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを早期に進めるよう各自治体に指導がなされているところです。今後の事業整備につきましては、議員ご指摘のとおり町の財政状況を念頭に置き、住民の意見も確認しながら、所管委員会また議会とも協議させていただき、来年度中には一定の方向をお示しできるように対応してまいりたいと存じます。

また、先ほど議員のほうから、国の補助金で取得してございます土地でございますけれども、このことも国の方針も少し緩和されてきているところでございますので、よろしく願いします。

以上です。

○議 長

それでは、再々質問を認めます。

13番 正木司良君（登壇）

○13 番

当初予算案編成への取り組み、そして、またその中での湯崎漁港、東白浜整備計画、下水道事業への取り組み等々につきましては、私も了解をさせていただきました。そして、また中学生の医療費の無料化、町長は、厳しい財政だが、前向きという言葉は言われなかったと思うんですけども、検討していきたいということで、町長の公約でもございましたので、前向きに、例えば、新年度は1年生まで、来年度は2年生までと、これまでの小学生のプロセスのような段階でも取り組んでいただきたい。白浜町はもともと子どもの医療費につきましては、県下でも先進地なんです。全国で3歳まで無料化のときに、民生課長はよくご存じですけども、白浜町はいち早く県下トップを切って5歳まで無料化を実現したという経過もございましたが、どうか中学生の無料化につきましても、積極的に取り組んでいただきたい、そのように思います。

それから、町行政の混迷につきましては、私はやはり町長の見解に違和感を持っております。私から申し上げますと、いろんなプロセスがあったとしても、混迷の最もの引き金になったのは、やはり提訴であると。町長は、交渉のこれまでも中でも私人という言葉もよく使いますが、行政に命をかけるまで言明した町長ですから、もっと男の根性を出して、そんなびくびくせんと、提訴、提訴というようなことを言わんと、命をかけるほど行政の取り組みに燃えているのであれば、もっと胸を張って対応してほしい、そのように思います。これをもちまして、私の一般質問を終わります。よろしく。どうもありがとうございました。

#### ○議 長

以上をもちまして正木司良君の一般質問を終わります。

続きまして、16番 三倉君の一般質問を許可いたします。

三倉君の質問は、一問一答形式であります。

防災対策から、さらには災害復旧工事からということで通告をいただいております。

それでは、まず最初の防災対策についての質問を許可いたします。

16番 三倉君（登壇）

#### ○16 番

登壇順に従い登壇し、一般質問を行います。

質問の内容につきましては、既に通告しております防災対策として、それから災害復旧工事から、以上の2件の中で、防災対策としては、河床整備について、今1つは、日置地区の津波からの避難場所について、この2件についてお尋ねしたいと思います。

また、災害復旧工事からは、県道日置川大塔線の崩落陥没箇所の復旧工事について、進捗状況と今後の対応と復旧の見通し、その時期等についてお伺いしたいと思うわけでありまして。今1つは、日置旧大橋の橋脚の陥没による道路部分が通行どめになったということから、歩道の確保について、この災害復旧工事については、この2項目について、以上2件4項目についてお尋ねしたいと思います。

これらの質問につきまして、昨日、一昨日において、さきに質問した議員さんからの質問内容と一部に重複したところが多々あるかと思いますが、改めてお伺いし、答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

去る9月3日、4日の台風12号で災害を起こした、災害が起きたというんですか、一因でもある富田川、日置川についての河床について、防災面からお尋ねしたいと思います。こ

の件につきましては、さきの9月の議会でも提案したのでありますけれども、改めてちょっとお伺いし、具体的な内容の中で質問していきたいと思っております。

台風12号による富田川沿いの庄川、平地区やまた日置川沿いの口ヶ谷、田野井、それから日置川の支流であります城川での河川のはんらんにあつては、河床が土砂の堆積により河川区域の流域断面積というんですか、そのものが土砂の堆積により大変小さくなっていることが大きな原因ではなかろうかと考えるわけであります。

そこで、この堆積土砂を取り除く河床整備というんですか、整備事業に取り組んでいたら、こういったことが、問題が起きなかったのではないかということと、それから、今回の台風12号によって、その堆積物が非常に多くなったというような現実の中で、今後にかかる水害等のことや、また防御に対してというんですか、防災に対して早急にこのことに取り組むべきではないかと思うのであります。町長のご見解を賜りたい。このことについて、先ほども申しましたけれども、さきの質問者の方からそういうのが出て、ある程度取り組まなければならないというような意見も聞いているわけではあります。いま一度お伺いしたいと思います。

○議 長  
番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

本当に台風12号では、川の形が変わってしまったことが多々ありまして、富田川におきましても日置川におきましても、その河床のあり方が、今、議員ご指摘がございましたが、随分と変形したように感じるところでございます。

その堆積土砂を取り除く整備事業に取り組むことにつきましては、本当におっしゃるのように、今回起きた河川のはんらんが防げたのではないかということに対しては、同意、同感でございますし、相次ぐ台風の襲来により河川各流域の住民の皆様には、私も日置流域に行かせていただきましたけれども、田んぼがなくなっている等々ございまして、非常に多大なる心労をお掛けしている状況には、痛み入るところでございます。

三倉議員が質問で述べられておりましたが、堆積土砂により河川の断面が小さくなっていることが大きな原因であると考えられるということも聞いているところでございまして、私も今回の河川のはんらんの1つの要因ではないかと考えているところでございます。

先般、私と田辺市長、上富田町長とが早急に各河川の堆積土砂の除去と流木処理の対策をしていただきたいと仁坂県知事に要望してまいりました。今後、議員の皆様のお力をお借りいたしまして、早急な対策ができるように取り組んでまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長  
16番 三倉君（登壇）

○16 番

昨日と同じように、前向きに取り組んでいるという結果というか、そういう答弁をいただいたんですけど、要望もされたということでもありますけれども、河川の管理者は県でありますね。県であるため、町独自でもって取り組んでいくということには、取り組んでいくというのは、要望であったり請願というんですか、そういう形でしかないと思うんです。そういう中で、なおかつやっぱりこの事業について取り組んでもらわなければ、県民、住民が大

変危惧することにもなるわけです。

そこで、取り組み方にあつて、県のほうの話にもなるんでしょうけども、前回の溝口議員の質問の中で、富田川においてはオオウナギ等が生息しているということから、規制については大変厳しいようなこともあろうかと思うんです。だから、幾らこっちがしてくれ、してくれと言うても、そういう格好でかわされるということも考えられるわけですし、また反対に、日置川については、ただ上富田やすさみや田辺といったような市町村がないもんですから、白浜町独自の中で県に対する要望なり、陳情なりということを繰り返す中で河床整備というのに取り組んでいけるというふうに思うのでありますけども。

そんな中であつて、県としたら、大変厳しい災害を負った中で河川改修するに当たって、人員というんですか、対応する人員にしたら、結局河床整備等にかかる職員ですか、そういう人員にしたら手薄になってこようかというふうに思ったりするわけですね、県のことでですけど、わからないですけど。だから、そういった問題の中からすれば、町がとりかわってその工事に取り組むというような方法も1つあろうかと思うんです。そうしたら、別に要望の中でも、結局、県任せではなしに、町が独自に災害対策に取り組んでいくというような格好でできるんじゃないかと思うんですけど、その辺についていかがでしょう。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

三倉議員の質問にお答えします。

一般質問初日の岡谷議員と廣畑議員の質問回答と重複するところがあるかと思いますが、答弁させていただきます。

11月1日に県から砂利採取実施に向けた意向調査が町のほうに来ております。調査内容としまして、町で砂利採取の施工をしたいかとの調査であります。白浜町、上富田町、田辺市とも、県管理河川でもあるため県にお願いしたいとの回答をしたところでございます。これから、砂利採取は県でするのか、町がするのかの協議に入ってくると思われれます。どちらが施工するにしても、早急な対策が望まれていることを頭に入れ対応しなければならないと考えております。

また、日置川の浚渫につきましては、旧日置川時代に平成10年から17年までの8年間と、合併後の白浜町で1年間の計9年間、砂利採取河床整備を実施しており、町が実施しておりますので、町が実施することは可能であると考えております。富田川につきましても、議員が述べられておりましたが、オオウナギの問題もあります。住民の生命と財産を守るのが責務であると考えております。今後、県との協議の中で、町が実施できるかにつきましては、分担金採取料や申請書、施工図面等の作成費用のこともありますので、協議の中で、県事業とするのか町事業にするのかにつきましては、今後決まってくると思っております。

私は、どちらが事業主体であるかよりも、どうしたら早く事業着手できるかの協議が早急に必要でないかと考えております。県、町がお互いに協力しながら、白浜町でしたら富田川流域と日置川流域を分けて考え、例えば、富田川が県、日置川は町で事業実施することも考えながら、早期事業着手に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議 長

○16 番

建設課長からは、前向きに、ある程度具体的な答弁をいただいたわけであります。

そんな中で、事業主体が県もしくは町であるということを今後、協議していきたいというような答弁であったと思うわけであります。その中で、ゆえん日置川町時代なんですけども、日置川町時代の時に河床整備したときに、結局、上納金というんですか、県のほうにも幾らかのお金を渡さなければならぬというようなことがあったわけです。そういうことからしたら、今度協議する中でも、そういうことのないような、それは難しいことかわかりませんが、より有利な方法で、砂利取ることによって砂利をまた売買できるわけですよ。その売買できるという砂利を、またそれを利用することによって、事業ですから収益を生むということにもなりますし。そういうことを考えた場合に、先ほど申しましたように、県としても人員が少ないというような、対応していく人が少ないように思われる中で、うちがかわりにしたるんやから、そういう上納金というようなもんはないようにしてくれというような、そういうような話の中の協議にも入っていけるのかなとも思ったり、要望するわけです。

そういうことをすることによって、1つ考えられるのは、城川というところなんですけど、城川はかなり奥になりまして、搬出にかなりのコストがかかるというところでもあるわけです。また、川が小さいもんですから、規模的に、大規模的な採取事業もできかねるというようなところでもありますし。だから、作業効率も大変悪いような格好になってこようかと思うんです。そういうことから、以前聞いたところによりますと、県のほうへ町が訴えていっても、県としてもなかなか重い腰を上げていただけなかったというような事実もあろうかと思うわけですね。そういうことも含めた中で、今後の協議に入っていただきたいなど。お話しするというような具体的な話の中でです、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

県との協議の中で、今、三倉議員おっしゃいましたが、採取料とか、1立米当たり231円県に納めなければならないというところもあります。今回の場合は、災害の、また今度二度とこういうような浸水が起こらないように対応していくということで、それは話し合いの中で、私は協議していくもんだと思っておりますので、そういう今おっしゃられたことについては、県へ必ず伝えたいと、協議の中で話をしたいと思っております。

○議長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

相手のあることですし、なかなか難しいと思うんですけど、またそういったことも踏まえる中で対応していただいて、城川の河床もかなり高くなっていることや、また富田川についてもそうですし。富田川については、ウナギがあることですから、だからその流域を侵さない中での対応ということも考える中での対応をしていただきたいと思うわけであります。

それと、手前みそになるんですけど、そうして上がった収益については、今回災害復旧の事業として取り入れてもらえなかったというような事業も、やっぱり小さかったらあろうかと思うんですけども、そういった事業に対する収益については回せるんじゃないかというよ

うなことから、そういったことも含めた中で県の方々に、そういった交渉の場で、そういったことも含めた中で交渉に当たっていただきたいなというようなことの提言ですけども、思ったりするわけでありませう。

ただ、それと、いま1つは、こういう事業をするに当たって、許可申請というんですか、許可の事業に、県の河川をさわることですから、そういう格好になってこようかと思うんです。それには早急に取り組みたいということにあるわけですけど、その辺の準備についてはいかなものなのか、お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員の提言をいただきまして、県とも協議、要望というんかしていかなきゃならないところでもございますし、また関係機関、関係者の方々、県とも協議しながら運んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

協議するんですし、それはそれで、今、言うたことはもう大変ありがたいというか前向きなことでいいんですけど、ただ、その事業をするに当たって、私が仄聞するところによると、許可をしなければならぬと、幾ら協議であっても、河床整備についてですわ。その協議するに当たって、していく話の中で協議して、その後申請を出す。申請出したときに、その後であって、その申請者については、やっぱり資格というのは、町長だけでええのか、事業についてのそういうのは、僕は必要だと聞いたんですけど、その辺についてはどうなんですか。

すみません。それと、いま1つは、そういうことが障害にあつたら、取り組むと言っていたらいてる答弁であっても、なかなかその資格がないことによってできないというようなことがあつたり。それと、その資格によって私が提言申し上げた町が独自であるのであつたら町の利益になる中での進めていけるということになるんですけども、それができなかつたら県の事業であつて、なかなかそういうようにならないというようなことも思うわけですけど、その辺についてちょっとお尋ねしたい。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

砂利採取法に関する砂利採取業務の主任者と、これは講習を受けていなければなりません。それを申請書に添付しなければならないということで、旧日置川町、今の現在の職員の中では2名おります。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今、担当課長から2名あつたということでありませうので、そしたら、この事業についての申請と町独自というんですか、県じゃなしに町が事業主体となつて事業に取り組むというこ

とには支障をきたさないというように解釈してよろしいわけですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

それで結構です。議員おっしゃるとおりです。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

そしたら、今、ちょっと危惧していたことと県当局に対しての対応の中で割といい条件下で、私が思う話の中でですけども、思うわけでありますけど、このことについては、早急に取り組んでいただき、当初、来年度当初からでも取り組んでいただけたらと思うんですけども。それに加えて、事業実施に当たって、今度は担当課というんですか、それについての、今回機構改革的なものが本議会で出てないわけですけども、その辺についての対応については、やっぱりどのようなお考えを持ってはるのかお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

機構改革につきましては、本議会で提案することはできなかったんですけども、そこは砂利採取、今、建設課長も答弁しているところでございます、従前の形で取り組めたらなど考えるところでございますが。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今、本当にもう住民には大変切実な問題の中で当初からでも取り組んでいきたいというような答弁をいただきましたので、この件につきまして、河床整備についての質問を終わりたいと思います。

次に、日置地区の津波からの避難場所の設置についてを議題とし、お尋ねしたいと思います。

日置地区の中で、村島地区には、大変立派な避難場所、当局をはじめ国会議員の先生や県会議員の先生、また関係各位の方々のご尽力によって、よいのができているというところがあります。この件につきましては、皆さんも周知しているところでありましようけども、このことによって、村島地区、松原地区住民はもとより、体験学習の磯観察でありますけども、磯観察の体験学習に参加していただいている児童・生徒が、今後において磯観察を計画していく上で、やっぱりこの今の避難場所ということがネックになってくるというようなことから、こういうことがあるのかというような、そういう場所が、施設があるのかというような問い合わせがよくあるそうであります。

そんな中で、おかげさまで、この施設をしていただいていることから、そういう磯観察についての体験学習においてくれる児童・生徒さんの思いと、そういうことからの学校関係者も、そのことについて大いに安心して、今後も集客というんですか、そういうことについてのPRができています。また呼び込みのできる材料にもなっているというところでありま

す。

そんな中で、日置地区の上町、本町、浜町地区の住民の避難場所についてはどのような思案を持たれているのかということについてお尋ねしたいわけであります。このことにつきまして、さきの議会の中で、私は小中学生の児童・生徒の津波の避難場所の見直しについてという質問をさせていただいたわけですが、その席上、教育長から日置字原田2058番の1の一部及び字大久保2059の1の一部なんですけど、通常、寺山と言うてる場所なんですけど、その場所について候補地としたいという旨の答弁をいただいたと思うわけでありませう。

答弁いただいたのですけども、その後の経過について、それをそうするともしもということについて、あまり耳に入っていないものから、その辺についてどのような考えなのかということでもあります。

この場所につきましては、小学生の児童のみならず、浜町、上町、本町地区の方々にとっても、子どもがよく耳にする話の中で、あそこがええからあそこを何とか避難場所に選定してもらおうように言うてくれんかというような話についてもよく耳にするところでもありますけども、その辺について、町当局としてはどのような考え方を持たれているのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

1点目の、上町、本町、浜町地区の日ノ出神社の一带のところでございますね。地震、水害時の避難場所としては、地域防災計画では、日置川拠点公民館、日置区民会館、正光寺などが挙がっておりますが、これらの地点は、大体標高8メートルから11メートルでございます。地域防災計画では、日置川下流域で震度7、津波災害被害については、水位の最大波高が6.2メートルから第1波到達時間は9分から28分と想定しているところでございます。しかし先般の東日本大震災によるところを見ましても、想定をはるかに超えるものと予想される場所もございますので、町としましては、中央防災会議の指針や県が浸水予定地域の想定をしますので、その結果を見まして検討していきたいと考えているところでございます。

また、その寺山地区でございますが、この件に関しましては、日置区からも地区要望としていただいているところございまして、先ほど議員もおっしゃいましたように、あの地区には日置保育所、日置小学校、日置中学校等がございまして、非常に広範囲の地域からの児童や園児、生徒が通園、通学しているところでもございまして、子どもたちの命と安全を考えるとときには、守るという観点からつきましても、寺山への避難も十分に考えていかなければならないと思う次第でございますので、避難路の整備につきましては、今後、検討してまいりたいと考えておりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

16番 三倉君(登壇)

○16 番

以前、教育長が示れた避難場所、通称寺山なんですけど、この避難場所について、候補地と申しますか、提言された場所につきましては、私も旧日置川町時代にここを避難場所にし

ではどうかというようなことを提案させていただいたことがあるわけです。そのときは、今申されたように、国の防災計画からすれば、津波の想定の高さが7メートルというようなことから、あまりそういうことに応じていただけなかったということでもあるわけですね。私は、その7メートルもさることながら、避難場所というだけじゃなしに、通常利用できるような公園化するような話の中で、そういうこともできないかというようなことも、そのときにも少し申し上げたわけです。

と申しますのは、その場所があまり高くもなく、ただ、登るに当たって少し傾斜はきついんですけども。それと、そこへ上がれば日置地区、それからリヴァージュ・スパひきがわまでも、大体そのあたりまでも一望できるような大変見晴らしのいい場所でもあるわけです。そういう場所を、やっぱり里山というんですか、そういうような形のものとして活用していいのではないかというようなことも思って、そういうような提言を差し上げたわけですけども。

今回、防災の見直しの中で、より高いところへ避難せよというような話の中からはたら、住民がなじむような場所を避難場所にするというのが一番よい場所ではなかろうかと思うものですし、それといま1つは、その山の所有者は宗教法人であります、地元の。宗教法人であって、またその地域にはその檀家の方が数多くおるというところでもありますし。だからやっぱり宗教法人が檀家を守るというのも1つの使命ではなかろうか考えるわけでありませう。そういったことからしたら、場所の提供等については、快諾していただけるような話も重々できてくるのはたやすいことではないかと思えますし、私もその総代さん何人かの方にそういう話をすれば、ぜひともそういうような話もしていただきたいなというようなことと、やっぱり乗っていただけるような話もあるもんですから。

また、きのうの正木議員の質問じゃありませんけども、我々もそういうことについては、やはり労力を惜しんではならない立場でもありますから、そういうことになったら使っていただくなり、そういうふうな中で、防災対策について取り組んでいただける話の中で、まずもってその場所を候補地からやっぱり選定していただけるような場所にしなければならぬということの中で、私は、そのことについて、場所と選定について、まだ決まっていないようですし、早急にそういう場所を推薦する話の中で、取り組んでいただきたいと思うのでありますが、いかがでございましょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

議員から今、ご意見をいただきましたように、避難地という観点だけではなくして、今ほどいただきましたご意見の公園地ですか、公園化と申しましょうか、そのことも含めまして検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議 長

16番 三倉君(登壇)

○16 番

前向きなる検討をしていただいて、私だけじゃなしに区のほうからもそういう話があるようですし、今、申し上げたように、所有者が檀家、檀家の多い法人でもあることですので、また教育長もそういうのがいいというようなこともありますし、そういったことも踏まえた中

で検討いただけたらと思います。

いま1つは、日の出地区におけるオークワという店舗があるんですけど、そのオークワあたりの避難場所についても、今のところ見当たる場所がないような状況であります。まだ先ほどから、またきのうの水上議員の質問からでもあります防災計画の見直し状況によって変わってくるということでもありますけども、それを言われたら、私のほうがどうなということになかなか言いにくい話なんですけども、オークワ日置店の周辺のあたりについての避難場所等については、どのようにお考えなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

オークワ周辺、日置川に面しているところをごさいます、日の出地区は一部は避難困難地域となっておるところでございます。

新規の避難施設あるいは避難道路の整備などについて、何が有効な施策であるか検討していかなければならないと考えているところをごさいます、防災担当を中心にしまして、そのあり方について考えてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

先ほど、日置の、今の寺山の関係ですけど。いま1つ申しておきたいというのは、以前、前町長のころに、防災タワーを上町、浜町、本町のあたりの中で設置ということも考えたことがあるわけで、考えたというか、どうなというようなこともいただいたことがあるんですけど、それにつきましては、用地の確保と、それよりもやっぱりもうちょっとというようなことがありまして、日置区自体が辞退したというような経緯もあるもんですし。だから、そのあたりについても、早急に考えていただく中で、それも含めた中で再度お願いしたいということと。

それから、今の日の出地区等につきまして、防災を中心に考えていただきたいという中で、まだ具体的なことが決まっていないということと、昨日からの答弁で、中央防災計画が上がってくる、こないというようなことからあるわけですけど、その中央防災計画というのは、いつごろ、大体国のほうから指針があつてするわけですか。

○議 長

番外 総務課課長 田井君

○番 外（総務課課長）

中央防災会議のスケジュールについて、少し説明させていただきます。

中央防災会議の中に、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震津波対策に関する専門調査会というのがございます。この中間報告が9月の末に出まして、これを踏まえて、南海トラフの巨大地震である東海、東南海、南海地震について、新たな想定地震を設定していくためには、これまでの科学的見地の整理分析が不可欠であるということで、南海トラフの巨大地震モデル検討会というので現在検討されております。これが年内をめどに中間とりまとめをやって、その後、平成24年、来年春に予定されている文部科学省の地震調査研究推進本部

でこの中間報告に基づいて検討されるそうです。その後、東海、東南海、南海地震の新たな想定地震の設定方針とか地震動、津波の高さなどの推計結果の取りまとめが行われるという今後のスケジュールになっております。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今、詳しく説明いただいたんですけど、私としたり、あんまりそういうこと、詳しいことよりも、いつごろなということからしたら、来年春ごろにとりあえず中間が決まるということのような格好で受けたんですけど、それでよろしいわけですね、その中央からの話として。

○議 長

番外 総務課課長 田井君

○番 外（総務課課長）

来年春というのは、文部科学省への南海トラフ巨大地震モデル検討会の報告が来年春に予定されているということで、その後、作業になりますので、来年の春に中央防災会議の指針が出るというわけじゃございません。後になると思います。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

そしたら、こういうような防災のこの話にしたら、きのう正木秀男議員もおっしゃっていたけど、いつになるかわからんというような形になろうかと思うんですよね。そのくせ、反面、より高いところへより早く避難せよというようなキャッチフレーズがある中で、やはりピンポイント的にもそういうことを町当局として、やっぱりいつ来るかわからんということになるもんですし、確率からしたら、大変、東南海、南海地震の起こる確立というのは非常に高いような時期にも来ているわけですし、やっぱりそのためには、中核避難場所である学校施設についての見直しを考えんならんと、それから、今私どもが申し上げているようなことについて、早急にやっぱり町独自としてあらかじめ考えておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

昨日もそういうご質問がございましたが、中央防災会議の指針を待ってと、よく地区懇でも言われるところがございますが、それは中央防災からのお話はお話としていただかなければならないところがございますけれども、町としましても、できることから考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

その今の中央防災会議の指針に基づく計画で進めていった場合、補助率というのはかなりあるわけですか、その事業をした場合です。

○議 長

番外 総務課課長 田井君

○番外（総務課課長）

具体的にどの事業で補助率どれだけというのは、まだ調べてございません。

○議長

16番 三倉君（登壇）

○16番

今いうのは、どの事業がどうやというんじゃないしに、補助対象事業として大体いけるのかということを知っているわけで。というのが、補助対象事業でないんだったら町独自である程度前倒しでもまた補助金についてもある程度前倒しでもいけるんじゃないかというようなことを思うので、そういうことを質問したわけですけども。

いずれにいたしましても、早急に取り組んでいただかなければならないことと、その係とすれば、中央防災会議とのこと等での板挟みということで大変厳しいかと思うんですけど、早急にそういう独自性も持つ中で指導いただきながら、取り組んでいただけたらなと思います。

以上で、この件についての質問は終わります。

○議長

それでは、次に、2項目の災害復旧についての質問を許可いたします。

16番 三倉君（登壇）

○16番

次に、災害復旧工事から、県道日置川大塔線の崩落陥没箇所の復旧工事についてお尋ねしたいと思います。

この件の質問につきましては、一般質問の内容として、自分ながらに少し乏しいというように思ったりもするわけでありまして、委員会が開催できなかったことや、それから本議会の初日の町長の説明要旨の中で、2ページ目の20行目にあります、災害に関しましてはというところがありまして、それから、24行目からの、現在は、県当局をはじめとする皆様方の懸命の復旧作業によりまして、主要幹線道路についてはほぼ復旧が完了しているところではありますが、被災地への旅行を回避されるイメージがまだ続いていると考えてございますと述べられているわけです。ここで、このことから、今の日置川地域の現状もさることながら、富田川地域についてもそういうことがあるわけでありまして、とりわけ日置川地域の、県道日置川大塔線について、現状と町長の説明要旨の内容が食い違っていることから質問させていただくということになるわけでありまして。

県道日置川大塔線において、台風12号前の崩落現場である矢田地区から田野井地区にかかる間で生じてある崩落現場は、当初2カ月から3カ月、3カ月近くその復旧工事にかかるんじゃないかと言われていたわけでありまして、通行どめについてであります。それが関係者の努力で随分と早く片側通行できるようにしていただいているような状況であります。

ただ、その後の工事については、失礼ながらも放置したような状態にもとれるわけでありまして、お盆前の状態の信号機のついた片側通行で今日も至っているという状況であります。こういう状態で本当に復旧と言えるのかということについて感じたものですから、再度お答えしていただきたいということになるわけでありまして。

それから、その現場から上流に2キロ上ったロヶ谷地区の手前にも、結局、県道の北側の

山斜面の崩落現場があるわけです。この現場も、台風12号前に発生した現場であります。通行はできますが、信号機をついた片側通行の道路として現在もそのままであります。そのロヶ谷地域から三ヶ川という安居の地域の一部になるんですけども、その地域に至る間に2カ所ほど路肩が崩落しているわけです。その2カ所の現場には、三角コーンとバリケードを置いた状態で、もう大変危ないような状況であります。

議長、すみません、その現場の実情について、ちょっと見ていただきたいと思うんですけども。

○議長 長

先に見せてください。

(写真を示す)

○16 番

こういう状態であります。それから、次に危ないというのがこの状態です。今、配付して、配付というかごらんいただいたのが、ロヶ谷の現場2つと八草の滝上流向い側にある八草の滝向いの県土でかなりひどい陥没があった現場であります。その現場で、県道のことですんで、町がするということにはなかなかならないと、町がいつまでにするということにはならないと思うんですけど、住民とすれば、県であったって町であったって、はよ直してもらわないとうもならんやないかというような状況であります。

そんな中で、私も、いつまでほっとくんなど、何しやんな、おまえらというような調子のことを聞くわけですね。で、言われるわけですね。そのたびに、県の工事であって、それから、一応災害査定というような状態もあるもんですから、手順を踏むので少し遅くなるけどもというようなことの答弁というんですか、そういうことは申しているわけですけども、やはりこういう状態である関係上、私どもとすれば、はっきりいつごろまでにできるのであるというような格好を地域住民にもやっぱり知らしめねばならないというような義務もあるうかと思うわけであります。

その八草の滝については、今、見ていただいたように、道幅が極端に狭くなっているという、その一番青い、その図面です、その写真です。急に路肩が狭くなっているから、スピード出してびっくりするような状態ですし、夜においては、びこびこいうんですか、そういうような警告灯のようなものがついておりますけども、周り一面真っ暗ですんで、大変危険な状態であるというところであります。

ほかにも、その今の現場から、玉伝、玉伝口に当たる間にも、川原谷という地区になるわけですけど、それに至るあたりにも2カ所の現場があるわけです。その現場につきましては、路肩については、崩落している部分が、川からの高さが低いもんですので、土のうを積み上げて道路の拡幅はできてるんですけど、辺り一面真っ暗なんで、それから急カーブのあたりでもあるもんですから、夜間の通行には大変危険な状態でもあるということです。

そういうような、長々と県道敷きの災害状況を申し上げたわけでありまして、管理が県道である中で、町として、対応として、県に対してどういう形で要求なり要望なりされて、その現場がいつごろ復旧するのかというようなことについてお尋ねしたいと思います。

○議長 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

まず、本議会初日の私の説明要旨の中で、主要幹線道路については、ほぼ復旧が完成しているところでありますとのご説明をしましたが、主要幹線道路につきましては、ほぼ復旧、仮復旧が完成しているところがございますと訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

いつ復旧するのか、完成につきましては、担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず、矢田地区から田野井間ののり面崩壊につきましては、現在も工事を発注されており、6月に完成予定であります。

次の、その現場から約2キロ上流のロヶ谷地区手前ののり面崩壊も工事発注済みでございます。12月中に着工予定であると聞いております。

またロヶ谷地区から三ヶ川に至る間の路肩決壊2カ所につきましては、災害査定が終わっており、あと用地説明が残っていると聞いております。先日、西牟婁振興局道路課より、地権者への用地説明に同行してほしいとの連絡を受けておりますので、県に協力して1日でも早く着工できるよう取り組みたいと考えております。

また、久木、八草の滝の路肩決壊は、今週災害査定を受けると聞いております。また、同現場でのり面も崩壊しております。それにつきましては、治山事業での復旧となり、あわせて大体2月ごろの発注になるのではと聞いておるところでございます。また、玉伝から玉伝口の路肩決壊であります。既に災害査定が済んで発注準備中ということを知っております。

もう1つ、市鹿野手前で路肩が決壊されているんですけど、これも今週、災害査定を受け、これも地権者に用地説明を行い発注したいと聞いております。

以上、災害復旧工事の進捗状況の説明とさせていただきます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今、放置された状態がやっと動いてくれると、言葉は悪いですけど、やっとしてくれるというような県の答弁であるというような建設課長からの答弁だったわけでありまして、あと、着工してくれたはいいわ、引き延ばされるということについては、甚だ困るわけでありまして、その辺については、大体どの工事についてどれぐらいかかるというのをもし聞いていけば、その範囲の中でお答えいただければと思うんですけども。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

私も県事務所のほうへ行って聞いたんですけども、今災害査定で、もうそういう説明する時間がなくて、これだけ聞くのでもかなりの、2回ほど通いまして聞いた次第でございますので、工事金額等もちょっとそこまで調べられておりません。終わる工期も聞いておりませんので、その辺またわかりましたらご報告したいと思います。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

今いただいた答弁につきましては、私だけじゃなしに、建設委員会でもまた報告いただけたらと思うわけでありますけども、その辺について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今いただいたようなことで、あと県の工事のあるもんですから、これせえ、これせえということもなかなか難しいような考えも、困難なこともあろうかと思うんですけど、いま1つは、やはり私の質問の要綱の中にはなかったんですけども、県道上富田すさみ線につきましても、また県道市鹿野線につきましてもそういう状況があるわけでありますね。そういう分につきましては、災害査定に拾ってもらえないというんですか、国の災害査定に拾ってもらえないものも多々あろうかと思うんですけど、それにつきましてもやはり要望していただかないと、いつまでもそういう状態、危険な状態にならないもんですから、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

ほかの上富田すさみ線についても、7件ほどの災害査定が、今、12月中に大体終わると聞いておりますので、それ以後の発注になろうかと思ひます。

○議 長

16番 三倉君（登壇）

○16 番

くどいようですけども、この日置川地域にかかわらず、白浜町全体の中の県道が1日も早い復旧をしていただけるように当局から再三要望していただくことを願って、この件についての質問は終わります。

次に、旧日置大橋の橋脚が台風12号により陥没したことについて、歩道の確保ということについてお尋ねしたいわけですが、この件につきましては、きのう辻議員が、私が質問したいというんか、要旨のことを丸々質問されたので、丸々重複されることになるので控えたいわけでありますけど、一応挙げたことですし、ちょっと追加してお尋ねしたいのは、取り組んでいかれるということは重々わかっていますし、それと県にも要望も何度もしたというようなことについても、そういうことなのですけども、ただ、1つ、仄聞するところによりますと、歩道設置に向けて、日置川の上なもんですから、用地の買収等については全然話に行く必要はないと、そういう交渉事は全然なくて済むような場所だというようなことを聞いています。したがって、用地買収からかかるのではなしに、すぐに設計工事費なり工事についての見積からかかっていけるのではないかなというようなことを仄聞するところであるわけですが。

そういうところからすれば、工事の着工がほられることなく、早急に取り組んでもらえるのではないかとというようにとれるわけでありますけども、その辺について、もし聞いてあつたら、そういう話を聞いてあつたら、どうかというようなことについてちょっとお尋ねしたいわけですが。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外（町長）

用地交渉に関しては、ちょっと私。

○議長

16番 三倉君（登壇）

○16番

用地交渉じゃなしに、歩道敷きが、要するに日置川の上を歩道敷きとして確保するような形になるものですから、だから用地交渉なんて必要ないから、すぐに工事として取りかかれるような予算の計上できるのではないかというようなことを、私は仄聞しているわけです。だから、もたもたするんじゃなしに、もうすぐにでもかかってもらえるような状況であるんではないかと思うんやけども、そのことについて聞いてないかということと、あわせて、そういうことも私のほうから聞いている、私のほうはそういうことを仄聞しているものですから、早急にしてくれということの要望を、県なり国のほうへ、国交省のほうへ、やっぱり強く働きかけて、1日も早い歩道の確保について取り組んでもらいたいと思うわけです。

○議長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

ただいまの三倉議員の質問であります、この件につきましては、昨日辻議員にもお答えしましたが、今、この用地買収云々ということの中で、早くいくためにはという話ですが、今、この件について、日置区、塩野区、大古区からも、関係機関に対して日置大橋への歩道設置について要望書がもう提出されているということをお聞きしております。町としましては、現状復旧が困難であれば、それにかわる歩道の設置として、国道42号線の日置川大橋への歩道設置が現実的ではないかと思っております。県、国に対しても強く働きかけ、要望していきたいと思っております。

○議長

16番 三倉君（登壇）

○16番

この件も、当局が取り組むのには、とにかく関係機関に呼びかけていただいて、1日も早い現実、復旧していただく以外にないわけですから、大変ご苦勞だと思うんですけども、やっぱり地区からの要望も出てることですし、そういうことを踏まえた中で取り組んでいただき、1日も早い。そうしないことには、それも写真あるんですけども、もう歩行している隣を大型ダンプカーがばんばん通っていたりするような危険極まりない状況であるわけで。後でお見せしますけども、町長に見ていただきたいと思うんですけど、そういうことの中で取り組んでいただけたらと思います。

もうこれで私の質問を終わりたいと思います。終わるに当たって、結局、きょうの質問の中で、終わりの災害復旧については、どっちかと言ったら要望みたいなことで、委員会ですんならんとというようなことも思うんでありますけども、一般質問にはすぐわないようにも思ったりするわけで、私の反省材料の1つとして、この質問を終わりたいと思います。

とりあえずこういう要望がある中で、真剣に取り組んでいただいて、真剣に取り組んでいただいているんでしょうけども、より早急に解決していただけるようにお力をいただけたらと思います。それで私の質問を終わります。

## ○議 長

以上をもちまして、三倉君の一般質問を終わりました。

それでは、引き続き一般質問を続けてまいります。

通告順11番、12番 長野君の一般質問を許可いたします。

長野君の質問は、総括方式であります。高速道路の残土処分場について、安心・安全な道路整備について、安全安心のきれいなまちづくりについての総括質問であります。

それでは、質問を許可いたします。

12番 長野君（登壇）

## ○12 番

12番 長野でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。既に質問につきましては通告をしておりますので、その内容に従いまして質問をいたします。

まず、最初に、先輩議員から何回か質問をされていますが、近畿自動車道紀勢線の残土処理場についてお伺いをしたいと思います。高速道路の紀勢線事業に伴い、田辺・すさみ間のトンネル工事等で発生する残土は、約300万立米を想定していると言われております。特に、すさみ町から約230万立米が発生するため、我が白浜町での受け入れ先の確保を国交省から要請されていると聞いております。国交省の考え方は関係市、町に対し、平成24年度から本線工事が本格化するため、本年度中に受け入れ地を決定しなければならないと聞いております。

公共事業としての残土処分地の整備条件としましては、まず1点目は、土砂の搬入のみ国が行い、ただし、町から要請があれば残土搬入道路や排水施設等の付帯工事を実施する。受け入れ可能な処分地を優先するのではないかと考えられます。2点目は、処分費用が近郊の既存の処分地と比較して安価であることが掲げられていると思います。用地の確保、地元との調整、同意、各種開発等の申請手続等々が必要になってくると思われま。

以上のような国の方針を踏まえて残土処理場について整理いたしますと、町として早急にやらなければならないことは、まず1番目として、用地の取得が容易であり、住民の皆さんの同意が得られやすい場所。2番目として、高速道路の建設地から残土処理場の距離が近いこと、そして施設整備に費用がかからない地形。3番目として、残土処分の跡地が地域活性化に有効利用できる場所であることが基本的な考えであると思います。

現在、白浜町として残土処理場の候補地を何カ所か考えていると聞いておりますが、町の取り組みとして、用地購入費、各許可申請などの手続費用、跡地整備費用などが町の負担になると聞いております。また、国からいただける処分料と町の財政事情を考えたときに、早急に処理場の候補地を決定しなければならないのではないのでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。国交省のほうから残土処分場の候補地決定の期限を決められているのか。決められていれば、その期日はいつまでなのか。また、現在までの候補地の選定についての進捗状況等をお伺いしたいと思います。

次に、安全安心な道路整備についてお伺いをいたします。

昨年の9月議会でも質問をさせていただきました。このことについては、平成18年7月から今年度まで富田区より強い要望が出ていると思います。先輩議員からも何回か質問をされていると思いますが、国道42号線富田のスーパー付近の歩道の新設であります。スーパ

一側に歩道がなく、歩行者、特にお年寄りの皆さん、子どもたちに大変な危険を及ぼしております。交通事故のない安心な社会の実現のためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に高齢者、子どもにとって、身近な道路の安全性を高めることが重要であると考えます。人優先の考えのもとに通学路、生活道路、幹線道路において歩行者の安全確保を図る対策を早急に行っていかなければならないと思うわけであります。子どもや高齢者の皆さんが、本当にだれもが安心して歩行でき、歩行者の視点に立った安全な道路整備がぜひ必要であると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。昨年質問をさせていただいたときの当局の答弁は、今後さらに強く要望していきたいと思っておりますとのことでありましたが、関係機関に対しまして今までの要望事項、また今後の取り組み、進捗状況等あわせてお伺いしたいと思います。

次に、安全・安心のきれいなまちづくりについてお尋ねをいたします。

我が白浜町は観光立町であります。来ていただいた観光客の方々のおもてなしは、まず町をきれいに美しく保つことではないでしょうか。自宅にお客様が来るので玄関をきれいにしておこうという気持ちと同じであると思えます。町民の皆さんに美化活動や花いっぱい運動に共感をしていただき、自発的にこの町をきれいに美しくしたい、このことが同じ汗をかくことが、とても大事なことだと思えます。

私は、いつも白浜の玄関口であります藤島を通ります。この三角地を花でいっぱいに行かないだろうかと思いながら車を走らせています。泉都白浜の玄関口であります。この藤島の三角地、花いっぱい笑顔でおもてなしの心を提供できないかと、いつも夢を見ている1人でもあります。

私の所属している日本風景街道熊野という団体がございまして、最近、会員の皆さんとともに活動する機会がございました。そこで、皆さんとの話の中で、私たちが協力しますので、藤島の三角地に花を植えましょうという話で盛り上がりました。本当にありがたい話であります。白浜に花をたくさん植え、優しい心、笑顔いっぱいのお客様を出迎えることができないものかと考えている1人でもあります。

町長の公約でもございます。安心安全なきれいなまちづくり、また来なくなる町、白浜。町長、2015年の国体も控えております。広げよう、花と緑を白浜に、花いっぱい笑顔がこぼれる白浜を合い言葉に、藤島の三角地だけではなく、白浜の沿道にきれいな花を植えることを多くの町民の皆さんが望んでいるのではないかと思います。

そこで伺いをいたします。町内のボランティア団体、関連する団体の皆さんと沿道の花壇の整備、整理などを協議する委員会を立ち上げてはどうだろうか。町長のご所見を賜りまして第1回目の質問を終わります。

#### ○議 長

総括の質問が終わりました。それでは、ただいまから随時、当局の答弁を求めます。

番外 町長 水本君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

ただいま長野議員より残土処理候補地の決定期限と進捗状況についてのご質問をいただきました。まず、最初に、そのことから答弁させていただきます。

近畿自動車道紀勢線のトンネル工事によります残土の処分地の候補地選定につきましては、去る平成23年8月12日の全員協議会におきまして、候補地として白浜駅裏地区、白浜駅

表地区、並びに平地区の3カ所を国土交通省に申請していること、実現性のある場所については、複数箇所同時に取り組みをしていくことのご報告をさせていただいたところでありませす。

残土処分場候補地決定の期限につきましては、田辺からすさみ間のトンネル工事で発生します約300万立米の残土処分場の決定期限は、平成23年10月中に候補地を決定してほしいとお聞きしておりました。残土処分場の候補地の選定についての進捗状況につきましては、後ほど担当課の建設課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の安心安全な道路整備につきましてでございますが、長野議員から国道42号白浜町富田地区サニーマート付近の歩道新設整備の今までの要望事項、今後の取り組み、進捗状況についてのご質問をいただきましたが、このことにつきましては、当初、平成18年7月に富田区よりご要望をいただき、当初から国土交通省に要望書を提出しております。その後、再度富田区長会から要望をいただき、町としましても国土交通省に対しまして再度要望の提出を行ってまいりました。

今後も引き続き歩道整備の実現に向けて要望していく所存でございます。

あと詳細につきましては、建設課長からご説明申し上げますが、本当にあそこのところは交通量も激しく、私も富田区の総会に行きましたときにお話をお聞きしましたし、特にお年を召した方があそこを歩いていくのは、非常に危険を感じるころでもございますので、引き続き強く要望してまいりたいと思いますので、よろしくご理解お願い申し上げます。

詳細は、建設課長のほうからまたご説明申し上げます。

3点目の、安全安心のきれいなまちづくりについてでございますが、議員の説明にもありましたように、高速道路を利用し当町にお越しいただく多くの観光客は、藤島から温泉街やレジャー施設に向かわれ、また、藤島周辺についても、近年大勢の観光客でにぎわいを見せています。

現在、町が民地をお借りし整備しています花壇には、四季花等を植栽し、維持管理に努めているところでございますが、議員のおっしゃるとおり藤島は町の玄関口でありますので、いろとりどりの花々を徹底した管理のもと観光客を歓待することが、リピーターの確保や誘客につながると私も考えるところでございます。

町では、従来から、主に公共の場所における日常的な清掃業務に努めているところでありますが、やはり広域にわたる町の環境美化は、住民の皆さんや各団体におけるボランティア精神に基づく活動によって支えていると言っても過言ではないと考えるところでございます。

先ほど議員のご説明にもありましたが、平成27年の国体では白浜地域や日置川地域で各種競技が行われ、当町にも大勢の方々が来訪され、誘客につなげている大きな機会であるので、より一層歓待する体制や環境づくりは必要であると私も感じるところでございます。

また、何よりもきれいなまちづくりや快適な生活環境の確保は、住民の方々にとっても大切な取り組みであると考えているところでございます。

そのようなことから、引き続きまちなかや玄関口となる地点におきましては、美化の向上を図り、住民も観光客も快適に過ごせるきれいなまちづくり、また来たくなるまちづくりに努めていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を申し上げますとともに、議員から委員会を立ち上げてはというご提言もいただきました。そのことも含めまして検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番 外（建設課長）

長野議員の質問にお答えします。

まず、1点目の高速道路工事に伴う残土処分場候補地の選定期限につきましては、平成23年9月27日に国交省に確認したところ、平成24年4月より土砂搬入が可能な場所が条件であること、そのためには、平成23年10月中に測量設計等を実施しなければ、工程的に間に合わないとの説明を受け、あわせて高速道路工事で発生する土砂の大半は、すさみ町周辺地域での処理が可能であることが見込まれており、白浜町地域では、約10万から20万立米の土量となる旨の説明を受けております。

また、候補地の進捗状況ですが、3カ所の候補地のうち、地籍調査が完了している平地区において、地形測量を実施していますが、現時点では、処分地の選定には至っていない状況であります。

このような状況から、高速道路の土砂を限定とした受け入れは困難であります。各公共工事においても土砂の残土処分は大きな課題となっており、将来的な跡地利用も考慮した計画を立てていかなければならないと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

次に、2点目でございます。富田地内のサニーマート周辺の歩道整備の進捗等の詳細につきましてご説明申し上げます。

国土交通省としましては、当該箇所が直轄する国道42号において交通事故危険箇所であるため、歩行者の安全を確保しなければならないとの認識のもと取り組まれております。当町としましては、再度要望書の提出とともに、機会のあるごとに道路管理課の担当者に進捗状況や今後の取り組みについての問い合わせなどを行ってまいりました。また、国土交通省におかれましては、人事異動に伴い担当者が異動する際には、この案件の引き継ぎを行い、新しい担当者は現地の状況を確認されるなど、中断されることなく取り組みをされ、現在に至っております。

直近の取り組みとしましては、去る平成23年11月30日に国土交通省の現在の担当者が現地で地元の富田区長にお立ち会いをいただき、これまでの進捗状況と今後の取り組みについてのご説明がございました。この間、お年寄りが手押し車で通行されたり、数名の方が道路の脇を通行されましたので、新担当者も改めて歩行者の安全対策の必要性を認識されたことと思います。また、当町には、国土交通省の担当者から今後の歩道整備事業の検討基礎資料として、通学者数、近傍福祉施設の入居者数等について情報提供の要請がきております。歩道整備の実現に向けて、地元富田区、国土交通省とも連携を密にしながら、取り組んでまいりたいと考えております。なお一層、議員の皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番 外（観光課長）

安心安全のきれいなまちづくりにつきまして、補足の説明とご答弁をさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありました藤島三角地には、現在、ツツジで町章を描き、また周囲に四季花を植栽しながら維持管理に努めていますが、既存花壇の形状と規模から、車両通行のときの見通しに障害となる懸念が否めないことや徹底した維持管理が難しい状況にございま

す。そのため、次年度で小規模な花壇に改良し、観光客の皆様を歓待するにふさわしい行き届いた花壇の管理に努めたいと考えますが、温泉街だけでなく、椿や日置川地域にも大勢の観光客の皆さんが訪れ、管理を外部委託しています花壇もございます。また、国体の開催年には、白浜インターチェンジの開通が予定されておりますので、温泉街への流入経路や藤島からの交通量も大きく変わることが予想されます。そのような現状から、植栽景観だけでなく環境の美化も含め、広い視野で取り組むことが肝要であり、町全体での歓待につながると考えます。

広域での取り組みや町の美化につきましては、行政だけでなく住民の方々や各団体のお力添えなしでは難しい面もありますので、委員からご提言いただきましたような手法も含めながら、将来的に継続可能な方法と関係者と協議していきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

答弁が終わりました。再質問があれば許可いたします。

12番 長野君（登壇）

○12 番

地域社会の経営者となる町長には、多くの権限とともに責任が伴います。町長は、町を代表する立場であることを絶えず自覚して職務に当たらなければならないと思います。どのような地域社会をつくりたいのか、町民の皆さんに明確に示し、その目標を町民の皆さんとともに共有しながら実現していくことが求められています。また、さまざまな機会を通じてみずからの目指す町の将来像を町民の皆さんと語り合い、ご意見を伺いながら、充実した活力あふれる地域社会をつくり上げていくことが本当の町長のあるべき姿ではないでしょうか。

さらに町長に求められている資質とは、無私の精神で、住民の皆さんに奉仕する心であろうかと思えます。みずからの言動にきちんと責任を持ち、大局的見地から物事を冷静に判断することが重要であると思えます。それらをもとに組織をガバナンスしていく能力が問われてくると考えます。それらを実現していくために、本当に行政内部で絶えず議論の場をつくり、地域の人たちとの対話を大切にしていかなければならないと思うわけであります。政策を動かすその第一歩が、行政内部での議論であり、地域の人たちとの対話ではないでしょうか。

このことをぜひ実行していただくよう強く希望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、長野君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 11時45分 再開 13時07分）

○議 長

再開します。

議会運営委員会でご協議いただきましたことを事務局長から報告をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

報告を行います。

当局より新たに議案3件、報告2件、また、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問第4号が提出されました。一般質問終了後にこれらの案件を日程に追加し、本日は追加案件の提案理由の説明を受け、審議は第5日目の12月20日にお願いすることになりました。

以上で報告を終わります。

## ○議 長

以上、そのように取り扱いをよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問を続けてまいります。

通告順12番、7番 溝口君の一般質問を許可いたします。

溝口君の質問は、一問一答形式であります。

町長の政治姿勢についてという質問でございますので、これを許可いたします。

7番 溝口君（登壇）

## ○7 番

7番 溝口です。それでは、ただいまより通告に従いまして、12月議会の一般質問をします。

本議会におきましては、12名の議員の方がそれぞれに大変な議論を展開したわけでありますが、その最終バッターとして目いっぱい質問してまいりたいと思います。

そういった中で、本当に大変な混乱の中での12月議会であります。しかし、先日来からの一般質問において、執行部であります町長は、そういった混乱にはなっていないと、そのような発言でありますけども、本当に多くの議員の皆さんも言っているように、本当に大変な混乱が生じていると、そのように感じます。そして、本来でありましたら、議長のお許しがあるようでありましたら、向こう1年間、通算しまして4回分の一般質問の時間をこの12月議会に目いっぱいいただいて、本当に多くの時間をもって討論したいわけでありますが、なかなかそうはいかないと思いますけども、精いっぱい90分の中で討論を深めてまいりたいとそのように思います。

今回、項目は通告をしているとおり水本町長の政治姿勢についての質問をしてまいりたいと思います。

それでは、始めさせていただきたいと思います。

まず、最初に、白浜町議会は12月6日に議会が開催をされましたが、私は、水本町長の所信表明の冒頭で、やはり町民の皆さん、そして議会に対してこの白浜町行政を大変混乱させて、そういったことで本当に申しわけないと、そのような謝罪の言葉が当然その冒頭に発するものであると、そのように自分自身で思い、初日に向かったわけでありますが、冒頭にもそういった言葉もなく、そして、また先日来からの多くの議員の皆さんの質問の答弁にもそういった混乱はしていないと、そして、また混乱はさせていないと、そのような答弁が再三あったわけでありますが、本当に白浜町行政、そして、また町政が本当に混乱をしていないのか、まずそのことをお聞きしたいと思うんでありますけども、これはもう再三町長が多くの同僚議員の皆さんの答弁にそのように申しておりますから、あえて今、私がそのように聞いてもそのような答弁であろうかと思っておりますけども、それならばと思ひまして、町の三役にでも、町の三役になっいらっしゃいます教育長に、まず、今現在の白浜町行政、そして町政が、本当に水本町長が再三おっしゃっているように、こういった混乱した状態になっていないかどうか、まず教育長のそういった現在の思いというか気持ちを、率直な気

持ちをお聞きしたいと思います。

○議 長

質問者に申し上げますけれども、指名をするというのはご遠慮していただきたいと思えます。あくまでやっぱり行政側とのやりとりの中で議論を進めていただきたいと思えます。

○7 番

はい。訂正します。

それでは、まず、そういった中で、町長、そしてまたいろんな皆さんのそういった思いがあれば、お聞かせ願いたいと、そのように思います。どうでありますか。

○議 長

番外 町長 水本君（登壇）

○番 外（町 長）

溝口耕太郎議員から私の政治姿勢についてのご質問でございまして、まず、町政が混乱していないということに対するご質問でございしますが、私は町行政業務は粛々と遂行していただいていると思うところがございます。

以上でございます。

あと、三役からお聞きくださいませ。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

それでは、先ほど冒頭、教育長にも町の三役としてお聞きしたいと思うわけでありまして、議長のほうから指名はと言われましたんで、それはそれで進めてまいりますけれども、

町長、再三、今も。町長の発言の許可があったようでありますけど、議長どうですか。

○議 長

一応、行政のトップなんで、個々の意見を聞いたところで、それなりの考え方はあると思えますから、町長のほうでの的確な答弁を引き出していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

7番 溝口君（登壇）

○7 番

わかりました。私の今のこの答弁をいただいて、3人目か4人目であったと思えます。町政は混乱をしていないと、粛々といっていると、そのような答弁が、どのような考え方があれば発せられるんか、甚だ私も本当に不思議というか疑問に感じるばかりであります。

いま一度聞きますけれども、それでは、町長、これだけ町長は、町政は混乱をしていないと、しかし町民の皆さんにも、先ほど午前中の正木議員の質問にも、やはり町民に対して説明と、また先日来からも、いろんな同僚の議員の皆さんからも、町民に対しても説明がなっていないのではないですかと。町長は、今は裁判中であると、提訴をされているからと、そのこととというふうにおっしゃっておりますけれども、やはりこの議会の場で、我々は3カ月に1回、その都度議会ではいろんなさまざまな住民の皆様からの要求であったりとか、そしてまた行政課題についての質問をする権利を、我々議員は与えられているわけです。ただいま提訴中であるからと、そういうようなことではなくして、町長として今のこの現状をやはり町民に、自分の言葉をもってやっぱり発せられるのが、やはり町長としての重大な責を持って、責任

であると。先日来でも、町長の説明責任はとそのような言葉もありましたけども、もう一度聞きますけども、町民の皆さん、そしてまた、我々議会に対しても、やはり何らかのそういった言葉があつてしかるべきだと私は思うんでありますけど、どうですか、町長。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

町政を混乱させていないかというご指摘でございますが、けさほどの正木司良議員のご質問にも答弁させていただきましたが、町政の、私は混乱とは思っておりませんが、いわゆる混乱というふうな形とするならば、原因は職員の降格願いと人事異動の辞令交付式のボイコットに端を発しまして、なお提訴が町政の混乱を招いているというふうにご指摘していますが、私の意見はそうではございませんでして、提訴の事実がマスコミに流れたのは、私のほうからではなくして、被告側からでございます。提訴が騒動につながったというのが正しい意見だということであれば、あえてそのように振る舞われた方のご責任のほうであるのではないかと考えるところであります。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

先日までの2日間の一般質問の答弁においてそのような言葉がなくて、きょう初めて、午前中、正木司良議員の質問の答弁で、悪いのはそういった行動を起こした職員であると。その言葉を聞いて、怒りというか、もうそんなのを乗り越してもう本当何か脱力感というんですか、そんな気持ちでいっぱい、この一般質問を通じて、この方に幾ら何を客観的に、町民の皆さんはこう思っているんですよと、町長、そうではないんと違いますかと、そのような言葉を、この大事な一般質問の時間の、議会のこの場であなたに言っても、到底耳に入れへんかなと、そのような無力感というか、そのような気持ちでいっぱいあります。

そしてまた反対に、このような方にこの先もまだ白浜町の大事なかじ取り役の町長という重大な責を任せていいのかなと。きょう、初めて正木司良議員の答弁で、先ほど今も申し上げた町長が言われた言葉を聞いて、率直にそう思いました、私、個人的にでありますけども。本当に残念な発言であるかと、そのように思います。これは、この議場にいらっしゃる傍聴席の方も町民の方もいらっしゃいますけども、今のこの町長のこの答弁を聞いて、発する言葉がないのが正直ではないのかなと、そのように素直にそう思います。

それでは、このことばかり言うわけにはまいりませんので、先を進めてまいります。

本来でありましたら、当初この人事異動についての質問をする予定であったわけでありまして、昨日、私は最終バッターということでいろいろ原稿を見直している中で、あまりにも質問する項目が多くなってきまして、人事異動については、後、もし時間が余れば、人事異動についての質問をしたいと思っております。

まず、最初に、今回、一連のこの騒動の発端となった地元区との協議のことであるとか、こういった裁判中のこのことについて、質問を進めてまいりたいと思っております。

本当に、今回町長が提訴しました、副町長も提訴しました保呂区との協議について、本当に多くの質問をしたいわけでありまして。言いたいこと、聞きたいこといっぱいあります。しかし、先日来からの町長の答弁をお聞きして、やはり今係争中であるとかそのような答弁は

かりでありますので、少し視点を変えさせていただいて、できる限り、このことであれば町長も答弁できるであろうと、そのような内容について質問をしたいと思います。

これも再度というか何人目かになりますけども、同僚の議員の皆さんも一様に質問をされていていましたことを、あえて最後に私もお聞きしたいと思いますけども、この提訴の内容は、町長、明らかに公務上の役職上の内容であると思うんです。町長の答弁では、公務上であつて、公人であっても、私人として私は今回の提訴をしたと、そのようにおっしゃっておりますけども、そして、また同僚議員の方からも、もう一度このことを、溝口君、最後であるから、繰り返しになるかもわからんけども、もう1回聞いてほしいと言われております。

今も言いましたように、提訴内容を見ていると、町長、副町長のどこに個人があるのかと。先日来からの町長の答弁で、公人での立場であるけども、個人としてのそういった思いというか、個人としての感じたことで提訴していると、そういうふうに答弁をされておりますけども、あえて言います。町長、副町長もそうですけども、どこに個人があるんですかと。当然、町長、副町長としての公務上で起こったことであります。再度、お聞きします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

けさほども答弁いたしました。公務中といえども、一私人としての立場は同時に存在していると考えるところでございます。一私人としての権利が侵害されているときは、その権利を回復するために、法的な手段に訴えることは制限されていないと考えるところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

当然それは、しかし、同僚の議員の皆さんも何回も質問しておりますけども、それをあくまで裁判を起こす上での法的なそういった手法であつて、明らかにあなたとか副町長は、公人としての町長、副町長として、そういった地元区との協議、そしてまた職員間とのそういった中での協議の中で発されたことが原因であります。これはまた地方自治法、私も詳しくわかりませんが、これは、当然、町長、副町長名でも提訴する、そういったことができるんでありますけども、それは町長、ご存じですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

私は、だから、その判断は、個人としての。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

私は、そんなことを聞いてないですよ。地方自治法上で、町長、副町長名でも今回の提訴された内容のことを、町長、副町長名でも提訴することができるんであるのか、そのことをあなたは知っているんですかと聞いているんですよ。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

詳しくはわかりませんが、その選択肢はあるのかとも思いましたけども。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7番

そういうことを聞いてない。そういうことを知っているのかと聞いているだけですよ。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

だから、詳しくはわかりません。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7番

町長ね、議会の同意があれば、今回、こういうような内容のことで、白浜町長として、公務上起こったことで名誉棄損をされたと私は感じていると、そのことで議会に同意を求めて、議会の同意があれば、白浜町長、副町長の名前で提訴することができるんですよ。これは私も詳しくはわかりませんが、地方自治法上の中で明記をされております。当然、あなたについての今回提訴された、弁護を依頼されている弁護士さんからもお聞きになっていると思うんですけども、あえてそれをなぜしなかったのか。

あくまで内容については、公人対公人の話で、協議であります。相手方にとっても、区を代表する方、公人であります。町長も当然、公人、提訴の内容を見るとどこに私人があるのか。私人の1つもない。ただし、法的な解釈で、公人の中のそういった私人として受けたことと、そのようにおっしゃっていますけども、しかし、いろんな多くの議員の皆さんもおっしゃっているように、公人として、首長として、副町長として、そういった場で侵害を与えられたと、そういうのであれば、議会に堂々ということで私は侵害されたと、名誉棄損を感じていると。このことについては、承服しがたいので、議会の皆さんの同意をいただきたいと、そういった形をとられるのが普通ではないんですか。どうなんですか。そのほうが、町民の皆さんに対しても説明がつかいませんか。そして、また我々議会にも説明がつくかと思うんですけども、裁判上、法的にはそういった訴訟の起こし方はできるんであるかと思えますけども、明らかに公務上、公人対公人と、そういった場の協議の中の内容のことであります。今からでもそういった手法をとられたらどうですか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

だから、何度もお答えさせてもらいますが、私は、一私人として権利を害されていると判断しまして、その権利の回復をするのための法的手段をとらせていただいたわけでございます。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

こういった何度も繰り返しの議論は不毛でありますけども、これは、私個人で言わせていただきます。それは、町長、あなたの詭弁である。そういった法的には、司法的には、そういった解釈をもって裁判を起こせると、提訴ができると、それは法的なこのような権利という手法があるんでしょう。あるからやられていると思うんですけども、一般的に、やはり白浜町民、我々、こういった議員に対して、議会に対して、やはり行って、今回の内容については、あくまで公務上のことであります、町長ね。公務上のことであります。そういった手法を、先ほどは知らなかったような口ぶりでありましたけども、今知ったわけでありますよね。知ったわけであるんだしたら、それを正々堂々と、もう一度議会に承認を求めて、白浜町長、副町長として提訴されたらどうですか。それはまた、今また個人としてと、私の答弁の質問にはなっていないような答弁でありましたけども。

そしたら、町長、あえてこの点だけをはっきりさせておきたいと思っておりますけども、そういった訴訟の、白浜町長、副町長として提訴する、議会の承認が得られれば、提訴することができるということを知らなかったんですか、その点だけ、確認、最後したいと思っております。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

その件に関しては、存じ上げておりません。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

それで、今先ほど、今わかったわけでありますから、もう一度その手法をとったらどうですかと、私は質問したわけでありますけども、そのときには、個人として、個人としてというような答弁であって、これ以上聞いても違う答弁が引きだせないかと思っておりますので、あえて進みますけども、1点わかったことは、そういった白浜町長、副町長としての提訴することができるということを知らなかったと、今、町長、はっきり答弁しましたので。しかし、それを知った今でも、それを再考して、議会に同意を求めてこの提訴をし直すと、そういう道もとらないという答弁であったと、そのように解釈をいたします。理解できませんね。多くの皆さん、議員の皆さんが質問していたように、これでもう一度、今の提訴を取り下げて、白浜町長、副町長として、公人として議会に対して承認をいただく手続をとると言えば、まだ先日来から多くの皆さん、質問された議員の皆さんもそれならばと納得というかなずける部分もあったと思うんですけども、知った上においてでもその手続はとらないと、そういうようなことであります。

それで、先日来からも多くの皆さん、議員の皆さんはおっしゃっていますけども、首長として、議論の場、そしてまた協議の場で議論を尽くすことなく、その首長としての責任をも放棄するように、責任を、首長としての立場を放棄したとしか、私には思えないです。個人としては裁判を起こしたと、することができる、そうおっしゃっておりますけども、放棄するように、司法の場にこの本当に大事な行政課題の問題を持って行って、それで何かこの司法の場で、そういった中で、何らかの回答が、回答というかそういった場合が出た場合も、町長、何か今回の問題の解決になりますか。私、まずそれを、もう今は裁判のことを聞きま

せんけど、公人、白浜町長としてお聞きしますけども、そういった司法の場に持って行って、何らかの判断が司法の場で判断が下されたとしても、この大事な行政課題のことについて、白浜町として、白浜町行政として何ら解決になりますか。その点、どうお考えになっとるんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

だから、今、係争中の案件でございますから、詳細についてはお答えしかねますけれども、そのことは、やはり異なる事実が幾つか、事実と申しますか事案があるわけでございますので、それも明らかにしたいところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7番

町長、私の質問の内容の意味をよく理解してくださいよ。私、そういった内容についてとか何も言っていないんですよ。よう聞いてくださいよ、もう一度だけしか言いませんよ。客観的に、こういった大事な行政課題の問題を司法の場に持って行って、何らかの司法から判断が下されたとしても、原告が勝つか被告が勝つかは別としてですよ、何ら今回のこの大事な行政課題の問題について解決につながるようなことになりますかと私は聞いてるんですよ、その点どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

もちろん解決につながると考えております。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7番

一度だけしか聞きませんが、どのように解決になるのかそれを教えてください、聞きたいと思います。どうですか。どのように解決になるんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

けさほどの質問にもお答えしましたが、私は、行政は、憲法、法律、条例に基づいて執行するものであるというふうな認識に立っております。だから、それに基づきましたら、やはり不法、違法行為があることにおきましては、それはやっぱり法に照らし合わせてかんがみていかなければならないと考えているところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7番

私の求めているというか、質問の意図には全然なっていないんでありますけども、まあそういうお考えであるんだったらあるんだつたで、何度同じことを聞いてもと思っておりますけども。

もうちょっと、町長ね、私、早口でも何でも言いませんので、ゆっくりとわかりやすく言いますので、私の質問は、何を質問しているのかと、そのことについてのみ答えていただいたら結構であります。町長の答弁は、私の質問に対する答弁に全くなっていない。進めてまいります。

こういった、町長、あくまで今も私個人としては、個人としてとおっしゃっております。しかし、裁判の中身、提訴の中身は、まるっきりの公務上、あくまで公対公の、そういった協議の内容であります。多くの皆さんが、どこに私があるんなど、公私の私があるんなど、この内容についてと。しかし、法的には、そういった手法をもって提訴できるということがあるんだから、あえてその道を町長は選んだわけでありますけども、そうであったら、これは、町長がよく今も口に出していましたが、法的に、法的にと言いますけども、一般的な話をしますね。町長、一般的な。一般的に、こういった行政の問題を、町長、副町長の公人であるのに、あくまでも個人としてと、個人として提訴をして、司法の場に持っていくんやと、そういうのであれば、町長、一度、副町長、あなたもそうですよ、町長、副町長の職を辞して、全くの私人として裁判をされたらどうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

そういうことは考えておりません。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

多くの同僚議員の皆さんが、やはり本来そうだったらそうすべきではないんですかと控え室でもおっしゃっておりました。それで、最初、冒頭言ったように、あくまで白浜町長、白浜町副町長としてこの提訴もすることができるということが、今、おわかりになったわけでしょう。しかし、それをわかった今でも、そういった手続をとらないと。とることができるのにとらないと言ったんですよ。そうであれば、お辞めになって、個人としてやられたらどうですかと、そういった失礼な質問でありましたけども、やはり、一般的には、普通、一般的にですよ、法的にはありませんよ、一般的には、やはり皆さんそう思うのが普通ではないんですか。そのように思います。

町長は、昨日、一昨日からのこの2日間の一般質問の答弁で、今回のこの提訴のことで、今もよく口に出しておられましたけども、違法であるから第三者機関に訴えたと、これは司法の場でありますけども。そして、個人として、今も、先ほどから言っていましたけども、個人として訴えたといいながら、提訴の内容はすべてが公務にかかわる内容であります。まったくの私というのは存在をしない、あの提訴の内容を見ている限り。しかし、法的にはそういった手法もいけるそうでありますけども、しかし、内容は全くの公務であって、個人なんかはまるっきり存在をしない。

それで、この白浜町の責任者として、地元区との協議が不調に終わったことは、これは、私は一般的に、町長のやはり政治力のなさであるにもかかわらず、その協議において、何回も口に出して言うておりますけど、違法があったとされる、そういうふうな発言をされる、私は町長の気持ちが理解できません。まるっきり理解できません。これはもう今も傍聴の方、

皆さん、それで、こちら壇上に座っていらっしゃる職員の皆さん、それで多くの同僚の皆さんも、多分同じ気持ちであるかと思います。

何度も町長が言っているように、違法があったと。それでは、一体何が違法であったのかその説明を私は一度聞いてみたい。何が違法であったのか。どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

今のご質問に対しては、係争中の案件でございますので、お答えいたしかねます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

当然、予測をしておりましたけども、やはり町長としての重大な責務、そしてまた責任的な説明責任をやはりもうちょっと町長、果たしていただかないと、本当にこの先、町長はおっしゃられていましたけども、粛々と、本当にこの白浜町行政、大事なこの行政をこのままやっていけるのかなと、そのように感じているのは、この私だけではなくして、本当に多くの皆さんが、今も最後、今のこの町長の言葉を聞いて、改めて感じられたのではないのかなと、そのように思います。

次に、この訴状の中には辞令交付式に出席しなかったことも精神的苦痛を受けたと、そのように書かれておりますけども、この言葉を使うのは私も本当に大変忍びないでありますけども、この被告となった職員の3人以外の方以外にも、多くの異動対象者の方がおり、そして同様にその辞令交付式に出席していなかったと、そのように私も認識をしておりますけども、聞いておりますけども、町長から言えば、その職員たちも違法行為を行ったということにはなるのではないんですか。どうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

議員のおっしゃる、ちょっとそこ、質問の意味が理解しにくいんですけども。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

ほかの皆さんは、私の質問の意味をわかってらっしゃると思いますけど、町長だけがわからんと言うんで、もう一度、時間もったいないですけど言いますよ。この訴状の中に、辞令交付式に出席しなかったと、そういうことにおいて精神的な苦痛を受けたと、そのように提訴の訴状の中で書かれておりますけども、そうであったら、今、あなたが訴えている職員の3人の被告以外にも多くの異動対象者があって、同様に辞令交付式にも出席していなかったと。新聞でも書かれておりましたけど、私も聞いておりますけども。そうだったら、町長がよく言っているように、町長から言えばその辞令交付式に出席をしていなかった職員たちも違法行為を行ったということになるのではないですかと聞いているんです。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

そこは、非常におっしゃることはよくわかりましたけれども、非常にその差異はデリケートな部分がございますので、お答えしかねるところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

デリケートというよりも客観的に私ども議員にも、提訴についていただきました。その中にもはっきりと、辞令交付式にも出席しなかったことを精神的苦痛を受けたんやと、提訴理由の内容の中にあなたが書いているんです。あなたが書いたんではないですけども、あなたの顧問弁護士ですね、依頼された弁護士さんがちゃんと裁判所の提訴の内容にそのことを書いているんですよ。何がデリケートな問題なんですか。あなた、公に辞令交付式に出席しなかったことで精神的苦痛を私は与えられたんやと。それやったら、私は辞令交付式に出席しなかったほかの職員の方もいらっしゃるんちゃうんかと。町長から言えば、その職員さんの方も、出席しなかった職員さんも違法行為を行ったということになるんちゃうんか。それはどうするんですかと聞いている。片一方ではそういうふうなことをされていますけども、デリケートのどうこうおっしゃいますけども、その点、どうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、その訴状に関しましては、係争中の案件でございますので、お答えいたしかねます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

町長ね、今、係争中とか、司法の場と言いますけども、あなたのこの提訴されたその書面の中に載っとるんですよ。我々もその分はいただいとるんです。その、見て、片一方には、出席しなかったから精神的苦痛を与えられたと言うて3人の職員を訴えておると。しかし、同様に辞令交付式にも出席しなかった職員もおると。町長から言うたら、当然、違法行為を行ったというような判断になって当然なん違うんかということを知っているんですよ。その点は何も裁判とか提訴のことにちょっととか、そんな関係ないんちゃうんか。どうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

もちろん、議員おっしゃるように、それは地方公務員法違反の行為だというふうに私は考えておりますが。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

あなたは今そういうふうにおっしゃいましたが、それだったら、なぜ3人だけなんですか。

どうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、その件に関しましては、その3人だけということのご質問に対しては、係争中の案件でございますので、お答えすることはいたしかねます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

また、訴えた内容は共同不法行為と、そのように書かれておりますけども、町長が言われることが本当に違法行為、争議行為と、そのようなことであるんなら、これはあくまで行政上のことでありますね、町長、どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、その訴状に関することは、お答えいたしかねるところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

いやいや、これ客観的に聞いておるんですよ。あくまで、これ違法行為となっていることの中身は行政上のことですねと、私は今、聞いておるんですよ。ただ、何も訴状のことは、何も関係ないですよ、今、訴訟しているからどうと、関係ないですよ。あくまで行政上のことですねと私は聞いているんですよ。はっきり言うてください。よう聞いといてくださいよ。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

決して行政上のことだけではないかと承知するところでございますけども。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

行政上のこと以外やと、何があるんですか。今回あなたの提訴された内容を見たら、行政上に起こったことの公務上の中のことやないですか。あなた、ちょっとおかしいないですか、答弁。行政上の公務上で起こった、行政上のことでしょう。ただ、そのことだけを聞いているんですよ、私。行政上の内容のことでしょうと。あなたの答弁、おかしいですよ。行政上のことでなかったら何なんですか、これ。行政上、公務上に起こったことは、行政上のことでしょう、内容は。どうなんですか。おかしいですよ、答弁。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

決して私はそのようには思いませんですが。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

これ、議長、あくまで見解というよりも、あくまで行政上、公務上のことについて、そうは思わないとかわからないというか、この答弁のままでは、私、ちょっと納得することできないんですけども。これは、あくまで行政上の公務上の、行政上の問題のことであって、それに当たらないとなりましたら、我々受け取った提訴の内容からしてどうなるんなど。この答弁では、私はちょっと納得できませんけども。

○議 長

暫時休憩いたします。

（休憩 13時51分 再開 14時01分）

○議 長

再開いたします。

先ほど、議会運営委員会のほうで、議事運営的な協議というよりも、このやりとりの中のという少しご相談を私のほうからさせていただきました。当然、一般質問ですから、議員の発言については、制限するものは何もございませんけれども、一定の議論を進めていく間には、当然、意見の食い違いあるいは見解の相違、それぞれお互いの中でございますので、それはそれで淡々と進めていただきたいと。ただし、答弁者側も、その質問の趣旨を十分踏まえて、的確な答弁を促していきたいと思っておりますので、お互いそういう理解のもとで一般質問を再開したいと思えます。よろしく願いしておきます。

7番 溝口君（登壇）

○7 番

よくわかりました。

そういうことになりましたら、先を進めてまいりますけども、これも同僚議員の方が質問されておりました。白浜町には、当然、白浜町以外のそういった市町村にも自治体にもあるわけでありまして、当然、こういった公務上、行政上のことの内容で起こったことであるのであれば、当然この白浜町にも、こういった中で事故審査委員会と、そのようなものがあると。先だってからも、同僚議員の方が、なぜこの事故審査委員会に諮らないのかと。あくまで今回の出来事は、公務上、行政上の問題のことであると、そのような質問がありましたけども、あえてもう一度だけ聞きますけども、なぜこのような手続というか、当然、白浜町行政の中で、公務上、そうした行政上のことで問題となったのであれば、この中で事故審査委員会というものがあるわけですが、白浜町にね。これにまず、なぜ諮らなかつたんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

岡谷議員の質問のときもお答えいたしましたけども、事故審査委員会、11月の段階におきましては、6名中3名が該当するというところでございまして、その点が1点ございました。事故審査委員会と、今、お持ちの持たれている民事の件とは、若干異なるところもございまして、ご了解よろしく願います。

○議 長

○7 番

首長として、若干、何でも異なる、異なると。しかし、あくまで公務上、そういった職員に対して、こういうふうな公務上のことであれば、まず当然、そういった役場、町の事故審査委員会と。それに諮って一定の見解を求めというような手続を普通、通常は、そういうような手続をとってしかるべきであるし、またそういうふうな手続をとるのが当然であると、そのようにだけ申しておきます。このことでまたどうこう言っても、時間になりますけども。

それで、今回町長が、こういった提訴の中で、住民代表の方の、区民の代表の方の区長さん、副区長さん、そうしてまた我々議会の代表者である議会の議長、そしてまた職員を訴えるということになったと。本当に町長の職責は、本当に大変重い、それゆえに、あなた、町長には多くの権限が与えられているわけでありませう。

そういった中で、地域住民との協議において、地区からは、さまざまないろんな要望等があるのは、これは当然であります。そして、それを町、いろんな地域が協力をし合って、お互いが歩み寄れる解決策を示していく、その中で示す道をつくるのが、町の責任者としての、町長、あなたの責務であります。歴代の町長さんは、いろんな多くの方、いろんな多難な難問題についても、そのような道をとってきたわけでありませう。

これを、協議の途中で、精神的苦痛とってその協議をやめることが町長の選択する道ではないと、そのようなあなたのとったような行動ばかりとっておいたら、今の白浜町はなっていないと、あり得ない。今までの歴代の町長さん、どれだけのことを多くの難問題について、いろんな地域の皆さんと話をし、職員間で話をし何とかいい方法を、そういった協議の場で、協議をして見つけてきて今の白浜町があるわけでありませう。

町長が、失礼な話には少しはなるかも知れませんが、教師をされてたときを含めてこのような経験がないから、そして、またこのような今回の選択しか浮かばなかったのではないかなと、私なりにそう思うわけでありませう。

一方、町長、職員においては、廣畑議員も一般質問の中で話されておりましたけども、職員も本当にいろんな地域住民との交渉の中で、それこそ本当に大変厳しい言葉を言われ、ときには激しい罵声を浴びることも1回や2回ではなかったと思います。このひな壇に座っていらっしゃる課長の皆さん、1回、2回ではなかったかと、今、指折り頭の中で数えてらっしゃると思います。

そして、その職員の皆さんですよ、町長、あなたほどの町長ほどの何の決裁権もないんですよ。その職員の皆さんが、住民の皆さんとのそういった最前線の場で交渉するということは、あなたが今回精神的苦痛を受けたと、そのようにおっしゃっておりますけども、職員からすれば、それこそ毎日が大変精神的なプレッシャーとなって、この大事な業務に当たっているわけでありませう。

町長は、そこら辺を、本当に理解できてるんかなと。そして、また反対に、職員が日々いろんな地域住民の方とのそういった交渉の中で、罵声を浴びせられた、そういった形で職員が精神的苦痛を受けたと言ってくれば、町長、どのような対応されるんですか、お聞かせください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

職員の皆さんが、日々本当に昼夜を問わずと言っていいぐらい職務に励まれていることは、もう十分承知しているところでございます、大変なプレッシャーもあるかというふうには、そこは感じるところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

町長ね、あなたの今おっしゃった答弁が、本当に心の底からおっしゃっている答弁であれば、今回のような提訴には至っていない。本当に職員が日々、大変精神的なプレッシャーを感じて、いろんな多難なそういった重大な問題について、本当に何の決裁権もあるようなないようなそういった中で、本当に大事な行政課題について地域住民との間で交渉している、そのことは本当に大変やなと思っているんやと感じているんだったら、あなた、今回このような提訴に発展をしていない。あなた、心の中からそういうように本当に言っていない。私の心も響いてこない。そんな気持ちがあれば、今回のような一連の、本当にそういうような事態にはなっていないと、そういうふうに思います。本当に残念でならない。

それでは、先へ進めてまいります。

これも、先日来、同僚の議員が質問されておりました。去る11月14日には議員懇談会の後、我々の代表の議長、副議長、そしてまた議長経験者の皆さんが、町の統一見解を早く示してくれと、そして、早く保呂区との協議をするようにと、そのように申し入れをして、そしてまた、11月21日には、これまた議長名で議会の総意として、これ以上の町政を混乱させたままのこのような状態を看過できないと。早急に庁内協議をもって早く正常化を図ってほしいと、そのような申し入れがあったわけでありまして、これは、先日水上議員もおっしゃっておりました。私もあの訴状の提出された日付を見て本当に愕然とした。11月22日、あなたの依頼された弁護士が書類を作成をしておる。議会が申し入れたのは21日ですよ、議会の総意として。あまりにも我々議会を軽視しておりませんか。どうですか、町長。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

決してそのようなことはございません。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

あなた、今、議会を軽視をしていないと、そうおっしゃいましたけども、客観的には、議員の、議会の総意として、議長が21日に書面をもって申し入れをしているんですよ。その明くる日22日に、あなたが依頼されている弁護士が22日付で書類を提出して、作成をして、それで和歌山地裁に提出をされて。和歌山地裁では24日付で判を押されておる。これをもって議会を軽視していないと、どういうふうに言い切れるんですか、あなた。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

21日に議会からのお話をいただきましたところは、議員おっしゃるとおりでございます。しかし、私といたしましては、異なる課題等々に含めまして、そのことは協議では解決できないと判断したところでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

あなたね、何のために議会があるんですか、言ってください。白浜町当局だけで行政課題を遂行してやっているんですか、どうなんですか。町長、言ってください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

もちろん、議会の議決承認を得なければ、行政は遂行できないと思っておりますが。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

そんなことを言っていない、聞いてない。何のために議会があるのか。いろんなさまざまな課題において、時には議会に相談をして、こういうような難問題について解決していくにはどうしたらいいやろうと。よく言われるでしょう、議会と町当局は両輪の輪であると。あなたがやっていることは、今、片一方の輪で、しかも脱輪したまま走っていて、無理やりエンジンを吹かして、アクセルを踏んで。そんな状態ですよ、あなた、今。議会にこういうような問題について解決、もうちょっと、こうやって行き詰まっているんやけどどうかと、そのような相談をしようというようなことすら思い浮かばなかったんですか、あなた。わざわざ21日に書面をもってまで渡しに行つとるんですよ、どうなんですか。思わなかったら、思わなかったと言ってもらって結構ですよ、どうですか。答弁、言うてください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

それ以前に、日にちはちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、私は、まず最初、副町長の交渉の中の、後のトラブルが起こった中におきまして、副町長のその事案に対して、議長に対して全員協議会を開催していただきたいという旨の申し込みはさせてもらっておりますよ。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

それをもって議会に相談したというようなことでありますか。余りにもそれでは、行政の大事な問題を遂行していく上で、議会にどういうふうに相談して、本当の相談を。あなた、それ、本当の相談と違って、ただ諮っていただけでしょう、ただ1回。しかも、あげくの果てには、最後、議長に仲裁に頼んだ覚えもない。そこまであなた、おっしゃっていますやん。そんな姿勢をもって議会に相談をしたということは、私は受け取るわけにはいきません

ね。あなたの取った行動、客観的な今のそういった点から考えてですよ。何の議会に相談されたんですか。1回だけですか、それだったら。そうでしょう。そういった、あまり、あなた詭弁を言わないでください。我々議会にも相談して、さも議会にも責任があるんやと、相談をしたんやと。相談をされたら、解決するように、今回のような提訴をするようなことをあなたに進言しませんよ。徹底的に議論。議論を尽くす。そういう、議会は進言をしておったはずですよ。当たり前であります。詭弁言わないでくださいよ。

先へいきますけども、きのうの地元新聞にも大きく掲載されておりました。長い間白浜町の顧問弁護士、31年間ですか。多分、私も20歳から23歳まで3年半、この役場でお世話になりました。正式な職員としてはたしか2年半か1年半ぐらいだったと思いますけども、多分、私が役場をやめるかどうかぐらいのときに顧問弁護士に多分なられた方だと思います。31年間です、町長ね。31年間、白浜町の顧問弁護士として、ほかのこう言ってはですけども、ほかの他市町村と違い白浜町には、本当に多くのさまざまな行政課題等、いろんな問題等で、畑上弁護士、顧問の先生には報酬以上のそういった相談事を今まで行ってまいりました。相談に乗ってこられました。その31年間にわたり、長きにわたって白浜町の顧問弁護士をしていただいた方から白浜町が三くだり半を下されたわけでありまして。今現在の白浜町長は、信用することはできないと、信用に値しないと。これ以上、白浜町の顧問弁護士を引き受けるわけにはいかないと。

これは、先日来のどなたかの質問にもありましたけども、なぜ顧問弁護士の方に相談をされなかったんですか。何のための、町のそういった顧問弁護士の方なんですか。それを畑上先生もおっしゃっておるわけだと思います。どうしてですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

本件に関しましては、私たち、一私人としての案件でございましたので。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

あなたね、先ほど私が言った、そういった裁判的な訴訟を起こす手法は、それはそれで法的にはあるんでしょうけども、中身は行政上の問題でしょう。それは、あなたもこの前の答弁でも。そのことについては認めていらっしゃる。ただし、個人として私は受けたからと言うて、内容は行政上のこととあなたも認めますやん、この議会の答弁の中で。行政上の内容のことであるんだったら、なぜ顧問弁護士の方に相談をされなかった。された上で、やはり私は個人としてしたいんやと言ってやるのが、当たり前なん違うんですか。それを1回もあなたはされなかったというふうに私は聞いておりますし、あなた、答弁されていますけども、おかしくないですか、あなたその町長としてとった行動は。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

決して畑上先生とは、お話ししなかったわけではございません。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

あなた、そしたら、答弁の中で、畑上弁護士には今回の件では相談をされていなかったと。しなかったと。昨日も、新聞、私も今、持ってきておりますが何の相談もされなかったと。最後、わかった言うて、これで提訴を取り下げなさいと、その話はあったんでしょ、最初の話ですよ、最初の話。されていなくて畑上先生、おっしゃっていましたが、新聞に載っていますやん。相談がなかったと。あなた今、相談したとおっしゃっていますけども。これだったらこれで、あなた、この今、新聞、地元紙に掲載されとるわけですよ、あなた、そしたら、訂正を求めなあかんの違うんですか。どうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

だから、先ほども申しましたように、訴状に関しては畑上先生には相談しませんでしたけども、それまでに至る経過の中で畑上先生にはご相談申し上げましたよ。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

訴状に関して相談をしたと。そして、自分の意に沿わなかったから、畑上顧問弁護士には相談をせず、どなたかに紹介された弁護士さんに任せていったと。それが町長のとる方法ですか、職責ですか。あなた、行政的な課題を議論の場をもって解決しようとするそういった姿勢に欠けてるん違いますか、今のあなたの答弁からしたら。どうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

先生、最初行かれたとき、たしか私は中立をというお言葉がありましたから、それではことの進展にはなりにくい判断させてもらったところでございます。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

ここに、地元紙に、顧問が知らないままの提訴であると。顧問、知らないままの提訴で。白浜町の顧問弁護士である先生に最後までなぜそれを相談をしなかった。先生を書いています、ここに。この新聞が間違ってるんですか。顧問が知らないままの提訴で、あなたは相談をしたと。あとは、それぞれで、いや、別に答弁求めてない。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

だから、先ほどから何回も申し上げてますように、提訴のことは畑上先生には相談はしておりません。だから、この一連のことに関してはご相談申し上げましたと言うたんで。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

## 〇七 番

提訴のことはあれですか、畑上顧問弁護士は、そういったことはやるべきではないと。答弁は求めませんが、畑上弁護士はこの新聞の中でコメントを載せております。白浜町長のとった今回のこの提訴は、正気のさを逸していると。正気のさを逸していると、そのようにコメントを載せておるわけで。町長としての姿勢に唖然としたと。白浜町長として、世間に、顧問弁護士に相談もせず、自分の意に沿ったままで職員までも提訴したと。この町長、何を考えてるんだと世間に公表したような。白浜町の信用も地に落ちるとこまで落ちたと、きのうの新聞記事を見て私はそういうふうに分身自身で思いましたし、またいろんな方に会ったらどういふふうな発言をしようかなと、頭を思いめぐらしたわけでありまして。

先へいきますけども、先ほどから言っているように、職員の方は、本当に日々、大変なプレッシャーの中、その中で業務に当たるとありますけども、町長から言ったら、行政経験は大変豊富な人ですね、集団ですね、白浜町役場職員は。失礼ながら、町長はまだあなた、この行政の場、政治の場に足を踏み入れて1年と8カ月か7カ月。その行政経験の深い職員がですよ、その行政経験の浅い町長を、浅いからどうとは言っていないですよ、客観的なことを申し上げているわけですよ。行政経験の浅い町長が間違った方向に行っていると。町長、そっちの方向違いますよと。そっちじゃなくてこっちの方が、正確な正しい道ですよと。そう思うのはなぜか。一生懸命、これは、やっぱり行政がうまくできると。引いては、地域住民、そうした町民のことを考えてるからであります。そして、一生懸命、町行政のことを、思いを持って町長に一生懸命訴えていたら、知らん間に提訴された。その上、事務方のトップである副町長、あなたも町長に進言することなく、町長と一緒に提訴した。

今後、さまざまな行政課題を職員と一緒にやっていけるんかと、そのような質問も同僚議員の中からおっしゃってました。やっていけんとなったときの答弁は、それはそれ、これはこれと肅々とやっていくとあなたはおっしゃいましたけども、そう思ってるのは、あなたと副町長だけで、こんな状態でうまくやってけるわけがない。町長、人間はロボットと違うんですよ。ロボットでもどこそこが悪くなったら円滑油が要ってくる。油、要ってくる。当然、人間ですから感情の生きものであります。当然、行政のこと、地域住民、町政の発展のことを思って仕事はするけども、意気は上がらない。

今、職員間でどんなことを言われてるか、町長、1つ話を披露させていただきます、時間があったんですけども。町長、副町長のところには、1人では報告には行けないと。後で行って、そんなことは聞いていない、知らない、責任を転嫁されたらかなわんから、1人では行かず、2人、3人で行くと。そして、何ごとをするにおいても必ず書面をもって上に上げていくと。後で勝手にやったと、そう言われる恐れがあると。これ1つとっても、大きな行政を遂行やっていく上で大きな停滞を引き起こしてるということ、あなたは、職員、そう思ってるです。当然、そう思って当たり前のことであるかなと、私もそのように思います。頑張っって一生懸命やったら、それは職員が勝手にやったんや、私、知らんと。そんなこと、職員は、守ってくれるんかとそのような思いで、職員は日々、あなたたちを見てるわけです。大変不幸なことであります。

本当に、初日の岡谷議員もおっしゃってました。首長というのは議論の場、そしてまた協議の場をつくるのが仕事であります。その協議の場、議論の場をもって尽くして、その中で方向を見出して、話を進めていくわけでありまして。あなたみずから、まだ協議がまだで

きるであろう、そのことから逃げて今回のようなことを起こして、町行政がうまくいくとは、私は思えない。大きな障害になってくるのではないかと、これもさきの議員の皆さんからの一般質問で指摘をされておりましたけども、あなたは障害にはならないと思うと、そのように言い切っておりましたけども、そう思っているのは、町長、副町長、お二人だけであると私はそのように思います。

職員にとっては、毎日が、本当に今は悲痛な思いであると思います。あとは、頼りは、我々、この白浜町議会を構成する個々の議員であろうかと、頼りは我々議員だけであるかと、私はそのように判断します。まさしく全課長16名が、町長、副町長、それは間違っていますよと、そういった言動を我々議員に信じてくれよと、信じてもらえるのか、それとも要を得ない説明しかしない町長、副町長を信じるんかと、息を殺して職員の皆さんは、我々全議員のことを、そういった言動について、それこそ息を殺して見ている状態であると、私はそのように思います。

そして、また課長会で、またこの議会でも指摘をされておりましたけども、今後こういった保呂区との協議で課長会とは同調しないと、今後は私と副町長との2人で対応していくとそういったことは本当であるのかと質問されて、2人で対応していくと。

それでは、具体的に、これも聞かれておりましたけども、明快に答弁されておりませんが、あえてもう一度聞きますけども、具体的に2人で今後どのように進めていかれるんですか、具体的に。どのような方策を考えていらっしゃるのか、それを聞きたいと思います。どうなんですか、方策を教えてください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町長)

必要な協議につきましては、今後検討し、対応していきたいと考えます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

町長ね、よく先日来から、必要に応じて保呂区と協議を進めていくと、今もそのようにおっしゃっておりましたけども、それでは、町長の必要に応じてとは、その必要とはいつのことなんですか、教えてください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町長)

いつと申しますか、だから、まさに必要な協議についてはということでございます。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

必要な協議は、今まさにやっつけていかなければならないんちがうんですか。今がその必要なときではないんですか。あなた、町長としてそのように把握をされてらっしゃらないんですか。今がまさに必要なときではないんですか、どうなんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

ちょっとそのところは存じ上げかねますね。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7番

今の答弁、皆さん、同僚の皆さん、聞かれましたか。今、協議する必要などではないそうでもあります。

そしたら、あえて聞きますけども、地元保呂区との協議はすべて終了しとるわけですか。どうなんですか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

岡谷議員に質問にも答えさせていただきましたが、延命化については、私は。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7番

いや、私は、あれですよ、延命化のことですべての協議は進むと、終わってるんですかと聞いてるんですよ、そのことも含めてすべてのことを、保呂区との協議は終わってるんですか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

すべてとは申しかねますが、今の段階の協議については、終わってると考えているところでございます。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7番

まだ何も終わってないですよ、保呂区は。保呂区との協議、まだ10月23日以降、終わってないですよ、何1つ詰んでないですよ。町長のおしゃるのは、表面的なことかもわかりませんが、協議全体が済むということは、区の区民を代表する区の役員さん方と正式な、これで、そしたらこうやというような形の終結が、協議の場が終わってないやないですか。その証拠に、あなた、29日、副町長とともに出席されなかったやないですか。ほかの全課長の検討委員会の課長の皆さんは出席をされましたよ。私も立ち会いとして8月1日に同席をして、立会人の判を押したそういった責任上、私も参加をさせていただきましたけども、何の協議も終わってないですよ。形式上、書面を交わした。それは終わってますよ。形式上の書面は。しかし、すべて協議は終わってないですよ。あなた、そのような認識でいいんですか。終わってないと私は申し上げてるんですよ、どうなんですか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

だから、私は必要な協議は、今の段階においては終わっていると考えるところでございますけど。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7番

だから、必要な協議は終わってないんですよ、終わってないんです。また議長に怒られるかもわかりませんが、ほかの課長の皆さんに一度聞いてみまじょうか。多分、それはだめやと。終わってないんです。それだけ申し上げときます。今、この議場で聞いている方で、終わっていると思ってる同僚議員の方、多分いらっしやらないと思います。それで、今後、どのように協議を進めていくんか。解決の糸口すら、このままでは見つからないんじゃないかなと思いますけども。

そしてまた、今、町長が先ほどちょこつと言いましたけども、この清掃センターの延命化工事ですね。これは、平成24年度から26年度のこの3カ年で行っていくと。これは早急に地元保呂区と協議を終わらせて、これは、当然、県経由で国に対して補助金申請をしなければ、この平成24年度のこういった事業はできないんです。延命化工事の遅れは、町長、ダイオキシンの公害発生の可能性や、白浜町のごみの減量化政策にも支障が出てくるんです。大変な支障が出てくる。

町長は、先日来からの一般質問、岡谷議員、そして廣畑議員には、こういった延命化についての24年度については、協議は終わっていると、そのように答弁をされておりますけども、私は、昨日来から、地元区の役員の方々にお聞きを、確認をしました。そのような個別な延命化の事業についての協議は終わってはいないと。始まってもない。あなたが勘違いをされてらっしゃるのは、延命化についての国の策定した大きな基本的な枠組みの中での、ただ説明をされてると。そして、またあえて申し上げますけども、どこか京田辺の視察に行った、こうで行ったと。それは、行った日付は去年の9月30日の15年の使用延長の調停をする前の話のことで、使用延長になった後、どういう形でどんな形の課題があるんなど、それを視察に行ったわけで、延命化事業についてのこれは個別のことです。そのことについては何の協議も進んでいない。

ということでもありますけども、町長の認識は、まだ保呂区とのこの延命化の協議についても協議は終わっているとの認識でありますか。再度聞きますけども。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

先般の岡谷議員にも説明させていただきましたが、私は、9月30日に延長協議の調印をいただいたときには、そのことは延命化を条件にして、もってして調印をいただいたというふうに周知しているところでございまして、延命化につきましては協議は終わっていると考えている所存でございます。

○議長

7番 溝口君(登壇)

○7番

これ、今、私が言ったように、延命化をこれから講じていかなければならないと、そういうような前提のもとに調印をしているわけです。町との協議の中では、延命化の中の個別な事業については、地元区と協議をして、こういうような形のあれが悪いから、こういうような形で、こういった装置を新しく取り入れんと、公害が発生する恐れがある、こうこうこうと、そこら辺を地元の皆さんとの協議をして進めていくわけです。これ、議長、町長の認識、多分、担当課と協議ができてないと思うんです。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 14 時 41 分 再開 14 時 42 分)

○議 長

再開いたします

7 番 溝口君 (登壇)

○7 番

これは町の統一見解ですね。きのうも言っていましたように、これは明らかに違うと。地元は聞いたら、そういうようなことは終わっていないと、個別については行っていないと聞いたわけなんです。これは、今、担当課長、今までだったら、いろいろ、担当課長、何々課長と答弁を求めているのと、あと議長も許可されてるとは思いますけども、例外かとは思いますが、あえて、これはやはり担当課長の、私は見解を聞きたい。どうですか。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 14 時 42 分 再開 14 時 43 分)

○議 長

それでは再開します。

7 番 溝口君 (登壇)

○7 番

それでは、言いますが、これは町の統一見解でありますか。私は、今、言いますが、これは、地元は、こういった延命化の個別の事業については、協議すら入っていないと、説明は聞いていないと、終わってはいないと。これは見解ですよ。それは、それだったらいいんですけど、これ、今、議長おっしゃったように、町長が言うてる、これが町の統一見解であるということになれば、これまた大変な問題になってまいりますよ。それでよろしいんですか。はっきりしてくださいよ。休憩とるんなら休憩とって協議。

○議 長

番外 町長 水本君

○番外 (町 長)

だから、きのうもおとつとも申しましたように、私は、平成22年6月19日の長寿命化工事についての保呂区との協議に始まり、7月2日には京田辺市に行きまして視察を一緒にさせていただきまして、7月9日には、長寿命化工事についての保呂区での学習会を実施させていただきまして、その中におきまして、私は9月30日に。

○議 長

7 番 溝口君 (登壇)

○7 番

議長、もう先ほど同じ答弁を聞いたからいいんです。

それで、町長、説明したように、延命化とか、もし15年の使用延長のそういった同意が得られれば、今後、大枠でこういった形について取り組んでいきますよというその一環で、調印前ではありますけども、京田辺とかへ行って勉強してきたわけでありまして。私が言っているのは、その中で、そういった中で、個別の延命化事業、今回はコンピュータの設置のを変えなければいけない、いつ操業が停止になってもおかしくないような状態にまでなっていると。そういったことについて、個別な内容のことですよ、個別な内容のことについても地元と協議をして、今回、大まかな延命化について、今回この内容についてやっていきますよと、そういうことを地元と協議をするということになっている。あなたの、町長の言っているのは、大まかな延命化についての、大枠の話であります。そのことについて、去年の9月30日の使用延長の同意の前に、こういったことで取り組んでいくんですと、大枠のことです。私が言っているのは、延命化と違う、個別の内容についても地元と協議が要ってきますよと、その協議はまだ終わっていないと、そのことを申し上げている。しかし、それを、その事業の協議が終わっているというのであれば、これが町の統一見解ということであるんだったら、これはまた大変な問題になってまいりますよと。地元は協議をした覚えすらないとはっきりと言っているわけでありまして。それを、町長はそれは終わっていると、今、この議場で再三言ったわけです。それはそれだったらよろしい。それやったらそれで、今後また大変な協議が必要になってくる。こじれた上に、また上にさらに1つこじれる原因ができた。町長、あなたの認識の程度の低さであります。

先にまいります。まだ時間あります。

○議 長

今の、大事なところなんで、答弁をちゃんとしていただいて、それで1つの。

7番 溝口君（登壇）

○7 番

いや、もう先ほどからこれが答弁やと言うてますよ。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

だから、先ほども申しましたように、私は、その一連の経緯の中で協議は終わっているという。

○議 長

7番 溝口君（登壇）

○7 番

町長、私がこれだけのことを説明しても、もう終わっているというふうな認識しかないわけです。あくまで大枠の中でのことで、京田辺であるとか行ってるわけです。それも、使用延長の同意をする前の話ですよ、京田辺なんか行ったのは。今後、使用延長になったら、今後どういうふうな形について取り組んでいくんだよという形で、地元の皆さんとともに、私もまいりましたけども、行ったわけでありまして。だから、今、町長はあえてまだおっしゃいましたけども、地元との協議は一切調べていないと、これはまた大変な問題になっていくか

と思います。申し上げておきます。

そして、もう1点、先日の南議員の一般質問の中で、包装容器プラスチックのリサイクル推進の計画について、区長は要らないとその発言があったと。しかし、きのうの担当課長は、そういったことではないと。私もその場におりましたから申し上げます。もし何であったら、きょうはセンターの所長も来ておりますけども、10月23日に町長はこの話のことを出した。そのときに、きょうはその話の場ではないやろうと。この包装プラスチックのこのリサイクルの話は、この協議が終わった後の違う場で話をすることであって、きょうはこの場で話の内容ではない、その話は要らんと、そういうことであるということ、きのうの先日来の課長の答弁で、そういうふうに認識であったと。しかし、まだ町長は要らないと、事業が要らないと言ったわけではない。きょうのこの協議の場で話の内容ではないから、その内容は要らないと言って、その場におったセンターの所長に、所長はこの担当者であるんだから、それはそれで粛々と進めていって計画を持っていかんとあかんねぞと、その場が来たら提案をしてくれというのでその場は終わったわけであります。

ということであります、町長。どうですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

昨日もそのことに対して答弁はさせていただきましたが、私は、あくまでそういうふうな認識には立っておりません。しかし、マテリアルリサイクルの事業というのは、非常に大切な事業でもございますので、実現に向けて慎重に取り組んでまいりたいと思いますけども。

○議 長

7番 溝口君(登壇)

○7 番

ここまで客観的にその場を再現してなっても、まだかたくなにおっしゃるといふ。課長は違うと。私も今、リアルにその場のを言いました。

町長ね、1つ事実を申し上げましたら、このプラスチック容器のこの分別であるとか、これは保呂区が、このごみの焼却場の延長に、使用に際して、何とかごみの減量化を、保呂区が提案をしているこの事業の1つなんです。知っていますか。保呂区が提案をしているんです。何とか地区だけでごみを持ってきてどんどん燃やすんじゃなくて、町全体、町全体で何とかごみの減量化についての施策はないかと。その一環で、保呂区がこれ提案したことなんです。これは。その提案した保呂区がこの施設は要らないと、そんなばかなことを言うわけないでしょう、客観的に。そうではないから、こういうふうな状況での発言やと、私があえて言っても、まだそれでも違うと言いつける。あなたのその姿勢が、私はわからん、理解できん。これはこれの問題でも、また今のごみの延命化の事業とは別に、また1つ、また大きな火種、火種どころか大きな問題、これまたできた。つくったのは、町長、あなたですよ。きょうは議員の皆さん全員が聞いていただいていますよ。傍聴されている町民の方も聞いています。今後このことについて言ったら、傍聴の皆さん、事実はどういうことであります。全く情けない。そういった認識しか持ち合わせていないあなたは、今後、本当に多くの同僚議員の皆さんもおっしゃっていましたが、この白浜町行政をうまくやっていたら、不安どころか、とんでもないことになるんちゃうかなとそう思ってるのは私だけではないか

と思います。

時間があれば、もっとやりますけども、全く残念であります。議長、これで終わります。

○議長 長

これで溝口君の一般質問は終わりました。

3日間にわたる一般質問が本日をもって終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

(休憩 14 時 52 分 再開 15 時 21 分)

○議長 長

再開します。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議長 長

ただいま提出されました各案件についてを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第7として議題にしたいと思いますが、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

異議なしと認めます。

従って、これらの案件については日程に追加し、追加日程第2から追加日程第7として議題とすることに決定しました。

---

|            |         |                           |
|------------|---------|---------------------------|
| (2) 追加日程第2 | 報告第19号  | 専決処分の報告について               |
| 追加日程第3     | 議案第110号 | 物品購入契約の締結について             |
| 追加日程第4     | 議案第111号 | 民事調停の申立てについて              |
| 追加日程第5     | 議案第112号 | 民事調停の申立てについて              |
| 追加日程第6     | 報告第20号  | 第43期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について  |
| 追加日程第7     | 諮問第4号   | 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて |

○議長 長

追加日程第2 報告第19号から追加日程第7 諮問第4号の6件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君(登壇)

○番外(町長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

報告第19号 専決処分の報告につきましては、公用車の運転中に発生した物損事故に関する損害の賠償について専決処分を行ったので、これを報告するものでございます。

議案第110号 物品購入契約の締結につきましては、プレートアイス製氷機購入事業に

係る物品購入について、契約を締結したいので、提案するものでございます。

議案第111号 民事調停の申立てにつきましては、町営住宅の滞納家賃等の支払いについて調停を申し立てたいので、提案するものでございます。

議案第112号 民事調停の申立てにつきましては、町営住宅の入居の手続き並びに、滞納家賃等の支払いについて調停を申し立てたいので、提案するものでございます。

報告第20号 第43期南白浜温泉株式会社経営状況の提出につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、提出するものでございます。

諮問第4号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることにつきましては、平成24年3月31日をもって任期が満了しますので、提出するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 民生課長 鈴木君（登壇）

○番外（民生課長）

報告第19号 専決処分報告について、議案書（P.33～36）に基づき、説明した。

○議 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番外（観光課長）

議案第110号 物品購入契約の締結について、議案書（P.37～39）に基づき、説明した。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番外（建設課長）

議案第111号 民事調停の申立てについて、議案書（P.40～42）に基づき、説明した。

議案第112号 民事調停の申立てについて、議案書（P.43～45）に基づき、説明した。

○議 長

番外 観光課長 正木君（登壇）

○番外（観光課長）

報告第20号 第43期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について、議案書（P.46～47）に基づき、説明した。

○議 長

番外 総務課長 坂本君（登壇）

○番外（総務課長）

諮問第4号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて、議案書（P.48～49）に基づき、説明した。

○議 長

以上で補足説明が終わりました。

本日はこれをもって延会し、次回は12月20日火曜日定刻10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。次回は12月20日火曜日定刻10時に開会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、15時47分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 23 年 12 月 16 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員